

令和 7 年 北秋田市議会 6 月定例会提出事件

番 号		事 件 名
1	承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（専決第 8 号 令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 2 号））
2	議案第 44 号	北秋田市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第 45 号	北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第 46 号	北秋田市国民健康保険条例及び北秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第 47 号	北秋田市営スキー場条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第 48 号	北秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第 49 号	令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 3 号）
8	議案第 50 号	令和 7 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
9	議案第 51 号	令和 7 年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 1 号）
10	議案第 52 号	令和 7 年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
11	議案第 53 号	令和 7 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 1 号）
12	議案第 54 号	令和 7 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 1 号）
13	議案第 55 号	令和 7 年度北秋田市水道事業会計補正予算（第 1 号）
14	議案第 56 号	令和 7 年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
15	議案第 57 号	財産の取得について（凍結防止剤散布車 3 t 級）
16	議案第 58 号	財産の取得について（除雪ドーザ 11 t 級（合川））
17	議案第 59 号	財産の取得について（除雪ドーザ 11 t 級（森吉））
18	報告第 2 号	令和 6 年度北秋田市継続費繰越計算書
19	報告第 3 号	令和 6 年度北秋田市繰越明許費繰越計算書
20	報告第 4 号	令和 6 年度北秋田市事故繰越繰越計算書
21	報告第 5 号	令和 6 年度北秋田市水道事業会計予算繰越報告について

22	報告第 6 号	令和 6 年度北秋田市下水道事業会計予算繰越報告について
23	報告第 7 号	令和 6 年度北秋田市下水道事業会計予算事故繰越報告について
24	報告第 8 号	専決処分の報告について（専決第 9 号 北秋田市立保育所を市外在住の保育に欠ける児童に使用させることについて）
25	報告第 9 号	専決処分の報告について（専決第10号 議決を経た工事請負契約の契約金額を変更することについて（北秋田市消防署阿仁分署新築工事（建築工事）））

令和 7 年度 施政方針

本年 4 月 23 日の令和 7 年市議会第 1 回臨時会において、5 期目の市政運営にあたり、所信を述べさせていただく機会をいただき、その決意を表明したところでありますが、このたびは令和 7 年度の市政運営の基本方針及び諸事業について、所信の一端と施策の大綱を申し上げます。

現下の社会経済を取り巻く環境は、食料品やエネルギーなどの物価高騰、自然災害の増加や激甚化によるインフラや産業への影響、デジタル技術の急速な進歩による都市部や世代間での ICT 格差に加え、トランプ政権発足による貿易摩擦や経済不安などにより、先行きの不透明感が増しております。

このような情勢のもと、国は「地方創生 2.0」の基本的な考え方のなかで、これまで 10 年間の取組の成果として、全国各地で地方創生の取組が行われ、様々な好事例が生まれたことが大きな成果だとした一方で、好事例が普遍化することなく、人口減少や東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかったと結論づけました。その上で、「地方創生 2.0」の政策体系として、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」「東京一極集中のリスクに対応した人や企業の地方分散」など 5 本の柱を主体に、今年の夏に今後 10 年間で集中的に取り組む基本構想を取りまとめる旨の方針が示されております。

本年度は「第 2 次北秋田市総合計画後期基本計画」の最終年度となります。本市の最重要課題である人口減少と少子高齢化対策として、これまで積み上げてきた出産・子育て支援の取組など、さらなる充実を図るとともに、本市の豊かな資源を最大限に活用して地域に人を呼び込み、経済を活性化させ、幅広い世代の定着やふるさと回帰を促す施策に取り組むほか、中心市街地の活性化や物価高騰対策、社会生活基盤の環境強化を図ってまいります。

その上で、所信表明でも述べましたが「人が集まる、活気あふれる北秋田市」の実現を目指し、「産業振興による仕事づくり、稼ぐ地域づくり」「少子化対策・子育て支援の充実」「高齢者も元気なまちづくり」「新たな人の流れをつくる移住・定住策の強化」「安心・安全なコミュニティの推進・確立」「災害に強いまちづくり」「SDGs に基づく地方創生の推進」「行財政改革の推進」の 8 つを重点項目とし、市民一人ひとりが多様な幸せ（Well-being ウェルビーイング）を実感できるようスピード感と挑戦する気概を持って、各施策を展開してまいります。

それでは、各部個別の施策についてご説明いたします。

総務部

<総務課>

働き方改革の推進については、職員が心身の健康を維持し、ワークライフバランスを保ちながら職務に従事できる環境を整えるため、柔軟な勤務時間制度として「フレックスタイム制度」の導入について検討を進め、働きやすい職場環境の構築に努めてまいります。

ハラスメント対策については、特にカスタマーハラスメントは、職員に身体的・精神的な苦痛を与え、就業環境のみならず個々の職員の健康被害を引き起こし、行政サービスの質の低下にもつながる問題であることから、該当行為に対して組織的に対応できる体制を構築してまいります。

人材育成については、多様性を尊重した各種啓発研修会の企画・開催や外部研修への積極的な受講を推進するとともに、人事評価制度の効果的な運用により、職員の意識改革、実務能力の向上、組織の活性化を図り、行政サービスの質の向上に努めてまいります。

人材確保については、人口減少・少子化の中、社会情勢の変化や働き方の多様化により、全国的に地方公務員試験の受験者数・競争率は減少傾向が続き、低水準に留まっている状況にありますが、職務や能力等に応じた適正な人事配置と定員管理に努めるとともに、柔軟かつ効果的な採用試験を実施することで必要な人員確保のための対策を講じてまいります。

災害対策については、災害発生時の避難情報等を迅速かつ的確に伝達するため、引き続き防災ラジオの普及に努めるとともに、市登録制防災情報メール、ヤフーメール、市公式LINEの活用も併せて周知に努めてまいります。また、頻発する災害に備えるため、国や県と連携して防災施設や災害対応設備の整備を推進してまいります。

災害関係マニュアル等については、スフィア基準の趣旨を踏まえた見直しを行ってまいります。また、災害時における井戸水の活用を図るため、井戸の所有者等について調査し、災害時に協力が得られるよう合意形成に努めてまいります。

自主防災組織については、組織の意義等を広く周知し、新規の組織結成の促進を図るとともに、活動の活性化を支援するため資機材等の補助金活用について周知を図ってまいります。

<総合政策課>

「第2次北秋田市総合計画後期基本計画」及び「第2期北秋田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、計画期間の最終年度となります。計画に掲げる各施策について、KPIの達成に向け事業内容の検証と改善を図りながら将来都市像である「住民

が主役の「もりのまち」の実現に向けて取組を進めるとともに、社会情勢の変化や現行計画の進捗状況を踏まえ、新たな総合計画の策定を行ってまいります。

「北秋田市過疎地域持続的発展計画」については、計画期間が最終年度となるため、新たな計画の策定に向けて適切に対応してまいります。

地方交通対策については、「北秋田市地域公共交通計画」に基づき、既存公共交通サービスの利便性向上を図るとともに、地域や利用者の実態を踏まえながら路線の再編や運行形態の見直し、新たな交通モードの導入など、交通弱者に配慮した公共交通サービスの在り方を検討してまいります。

大館能代空港の利用促進については、利用者の実態把握に努めながら、大館能代空港利用促進協議会や関係団体と連携して利用促進に向けた効果的なPRや各種事業を行ってまいります。

ふるさと納税については、本市の貴重な自主財源であるため、新たな地場産品の掘り起こしや新規返礼品提供事業者の参入など、さらなる寄附拡大に向けた取組を推進してまいります。

指定統計調査については、最も重要な統計調査に位置づけられている国勢調査を適切に実施してまいります。

広報については、「広報きたあきた」を市民と市政とのコミュニケーションツールとして、市民との連携と協働への動機づけとなる情報を適切に共有し、市民の目線とニーズに寄り添いながら「見やすい・伝わる」紙面づくりに努めてまいります。

また、SNS等を活用し、本市の魅力や関係人口の創出につながる情報を積極的に発信してまいります。

自治体DXの推進については、庁内横断的な推進体制のもと、外部人材を活用しながら、電子申請やキャッシュレス決済の推進、窓口申請サポートシステムの導入を検討するなど、行政手続きのオンライン化を推進するとともに、デジタルに不慣れな方も恩恵を受けられるようスマホ教室を開催し、住民サービスの利便性向上と行政運営の効率化を図ってまいります。

＜内陸線再生支援室＞

秋田内陸線については、鉄道事業再構築事業の初年度として秋田県、仙北市、秋田内陸縦貫鉄道株式会社と連携し、経常損失1億6,500万円以内という経営目標の達成に向けた取組を進めてまいります。

沿線の乗車促進については、保育所や小・中学校を対象としたふるさと教育補助や高校生定期券補助を継続するほか、貸切車両の助成や地域住民の通学・生活及び観光利用を支える施策を継続し、より一層の利用拡大に取り組んでまいります。

また、内陸線の観光利用の拡大については、田んぼアートや沿線の魅力豊かな観

光資源を有効活用した誘客コンテンツづくりの継続と情報発信に努め、インバウンド利用の拡大を図りながら、「沿線・周辺地域と一体となって未来につなぐ秋田内陸線」の実現に取り組んでまいります。

財務部

<財政課>

財政運営については、引き続き自主財源の確保に努めるとともに、事務事業の精査や経費削減、市債の繰上償還による将来負担軽減などを通じて、健全財政の維持を図ってまいります。

入札制度については、秋田県電子入札システムに継続して参加することにより、一層の透明化、公平性の確保を図るとともに、北秋田市契約システムの運用により、円滑な業務の遂行に努めてまいります。

財産管理については、公共施設等の維持管理や更新、統廃合、長寿命化等、適正配置や有効活用を図ることで「公共施設等総合管理計画」を推進してまいります。また、遊休資産等については、譲渡等により処分するなど適切な対応を行ってまいります。

地籍調査事業については、鷹巣地区を対象に事業の早期完了を目指し取り組んでまいります。

<税務課>

市税については、市政運営の重要な自主財源であることから「公平・公正」の原則のもと、適正な課税を行ってまいります。

また、スマートフォンによる電子申告の普及など、社会情勢に対応したDXの推進を図ってまいります。

収納については、納税者の利便性の向上と生活状況に配慮したきめ細やかな納税相談を継続し、収納率の向上に努めてまいります。

市民生活部

<生活環境課>

温暖化対策については、「北秋田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を今年度中に策定し、北秋田市ゼロカーボンシティ宣言に基づく2030年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速してまいります。

ごみの減量化については、「北秋田市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化と再資源化をより一層推進するため、これまでの出前講座や広報等を活用した情報発信に加え、「市公式LINE」や「ごみ分別アプリ」等を活用した迅速な情報伝達とごみ処理に関する情報を手軽に確認できる環境を充実させ、市民の利便性向上を図ってまいります。

クリーンリサイクルセンターやし尿処理施設などの施設管理については、定期モニタリング等により適切な運転・維持管理に努めてまいります。

自治会活動等の支援については、自治会や町内会に対する各種支援事業を継続し、地域活性化の一助に努めてまいります。

男女共同参画については、令和8年度からの「第4次北秋田市男女共同参画計画」の策定に向け、あきたF・F推進員など関係者の協力をいただきながら、女性の活躍推進等に向けた事業を進めてまいります。

交通安全及び防犯対策については、交通事故や犯罪から市民を守るため、北秋田警察署をはじめ、関係機関と連携した啓発活動や、施設の点検・整備、適正な管理を行い、安心・安全なまちづくりに努めてまいります。

空き家対策については、危険度が著しく高い特定空家や周辺に悪影響を及ぼす可能性の高い管理不全空家の所有者に対する指導等の強化に努めるとともに、解体撤去補助金等の周知、活用を促進してまいります。

消費者問題については、特殊詐欺等の手口がより巧妙化、複雑化しているため、相談員の知識と技能習得を支援し、相談体制の充実を図るとともに、引き続き出前講座などにより、周知や啓発に取り組んでまいります。また、消費者安全確保地域協議会と連携し、高齢者や障がいのある方の被害防止に努めるほか、中学生など若年層に対しても被害防止の周知や啓発に取り組んでまいります。

＜市民課＞

戸籍・住民票等については、戸籍法の改正に基づき、個人を識別できるようにするため、氏名の振り仮名表記に向けた業務を遅滞なく実施してまいります。

マイナンバーカードについては、令和7年度から急増する更新手続きに万全を期すほか、引き続き新たに取得を希望する市民や施設への出張申請を実施し、普及促進に取り組むとともに、デジタル化の利便性を実感できるよう周知を図ってまいります。

窓口業務については、4年目を迎える「ご遺族支援コーナー」のほか、市民の利便性の向上と窓口対応の省力化に向けたフロントヤード改革に取り組んでまいります。

福祉医療については、乳幼児から高校生、ひとり親家庭の児童、重度心身障がい（児）者などの家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療を受けられるよう切れ目のない支援を継続してまいります。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、被保険者の特性に応じた特定健診受診勧奨に取り組み、きめ細やかな保健事業や医療費の適正化を推進するとともに、令和８年度から各医療保険料とあわせて拠出いただく「子ども・子育て支援金」制度が創設されることから、関係機関と連携し、健全で安定的な財政運営に努めてまいります。

また、従来の健康保険証からマイナ保険証や資格確認書への移行については、スムーズに切替ができるよう市民への周知を含め対応について万全を期してまいります。

健康福祉部

<福祉課>

地域福祉については、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等の活動を通し、地域での支えあいに取り組みます。また、関係機関による避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した情報共有などを行い、災害発生時に迅速かつ適切な避難行動ができるよう支援してまいります。

障がい福祉については、障がいのある人もない人も安心して暮らしながら、様々な社会・経済活動を通して、生きがいを持って生活できる地域共生社会の実現を目指すとともに、障がいのある人への知識や理解を深めてもらうための取組を進めてまいります。

また、福祉サービス利用者が不安を感じないよう各相談支援事業所と連携し、適切な情報提供や個別支援を行っていくほか、「第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画」に基づき、地域生活支援体制の強化、就労支援の充実、情報アクセシビリティの向上、当事者参画の推進に取り組んでまいります。

<こども課>

こども・若者、子育て支援施策については、令和７年３月に策定した「北秋田市こども計画」の基本理念に基づき、地域社会全体で取り組む支援意識の醸成と体制整備を図り、こども・若者が幸せを実感できるまちづくりを目指してまいります。

令和７年度から母子保健と児童福祉の連携強化を図るため、母子保健業務をこども課へ移管し、新たに「こども家庭センター」として妊産婦や子育て家庭、こどもに対する包括的支援の充実を図ってまいります。

また、成長過程において支援を必要とするこどもやヤングケアラー等、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもの早期発見と把握に努め、こどもの健全な育成のため、切れ目なく漏れなく必要な支援が届くよう取り組んでまいります。

子育て家庭への経済的支援事業等については、保育料と副食費の無償化を継続するほか、デジタル技術の導入を検討するなど、子育て家庭への支援の充実と利便性向上に努めるとともに、こども・若者関連事業について関係部署と調整・連携して取り組んでまいります。

市内保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等の保育関連施設については、適正な管理運営に努めるとともに、地域の保育ニーズを踏まえつつ出生数の推移や市内小中学校の動向に留意し、より良い保育環境に必要な施設の在り方について関係機関と協議・検討してまいります。

＜高齢福祉課＞

高齢者福祉については、住み慣れた地域で生活していけるよう地域包括ケアシステムの充実を図り、高齢者も元気なまちづくりに取り組んでまいります。

介護予防教室や各種サロン、老人クラブ活動など、健康づくりや生きがい活動への支援を通じて、高齢者が孤立することなく積極的に活動できる社会参加の場の提供に努めてまいります。また、配食サービスによる高齢者の健康維持と補聴器、エアコン購入支援を継続するなど、在宅生活支援に取り組み、安心・安全な環境で生活できるよう取り組んでまいります。

介護保険事業については、介護を必要とする高齢者やその家族が安心して介護保険サービスを利用できるよう介護保険制度の適正な運営に努めるとともに、介護保険サービスを安定的に提供するため、外国人を含む介護人材の確保と定着を図ってまいります。

＜医療健康課＞

健康推進については、「第2期けんこう北秋田21計画」の目標の達成に向け、市民一人ひとりの主体的な取組に加え、関係機関と連携し「健康長寿北秋田」を目指してまいります。

成人保健事業については、健診や健康教室、運動習慣を根付かせる活動を引き続き推進し、健診受診率の向上及び健康寿命の延伸を目指してまいります。

また、令和4年度から開始したフレイル健診を継続するとともに、骨粗鬆症に重点を置いた受診勧奨等による骨折予防やパワーリハビリの活動を強化し、高齢者が住み慣れた地域で健康かつ自立して活動的に暮らし続けることができるよう高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について取り組んでまいります。

心の健康づくり事業については、「第2期北秋田市いのち支える自殺対策計画」の目標達成に向け、子どもから高齢者まで生涯を通じて市民一人ひとりが心豊かに暮らすことができるよう、関係機関と連携し自殺対策の強化と更なる推進を図ってまい

ります。

「児童・生徒のＳＯＳの出し方に関する教育」については、こども課と共同で実施し、若い世代の自殺予防を推進するほか、心のふれあい相談員の養成を強化するとともに、高齢者宅への「ホッと・あい訪問」を継続し、いのち支え合う社会づくりを目指してまいります。

食育推進事業については、「第３次食育推進計画」に基づき、子どもから高齢者まで食を通じた健康づくりや地産地消の推進、食文化継承など、関係団体等と連携し普及啓発に取り組んでまいります。

予防接種事業については、令和７年度から定期予防接種（Ｂ類）への位置づけに帯状疱疹ワクチン接種が新たに追加されたことを踏まえ、これまで実施している５０歳以上を対象とした任意接種とともに費用の一部助成を増額し、継続してまいります。

また、新型コロナワクチン接種については、自己負担額を昨年度より少なくなるよう助成額を増額し、接種率の向上を目指してまいります。

地域医療対策については、「秋田県医療保健福祉計画」において県北全域を一つの地域単位とする二次医療圏に変更されております。市民が良質かつ適正な医療を安定的に受けることができるよう、二次医療圏での医療機能分化や連携強化に努めてまいります。

また、一次医療を担う医師確保の取組と訪問看護体制の強化を推進し、地域で必要な在宅医療提供機能の充実を図るとともに、かかりつけ医機能の向上を目指してまいります。

市民病院については、経営の効率化と適正規模による運営を目指し、４病棟から３病棟体制で運営いたします。入院・外来ともに人口減少に伴う患者数自然減の影響により厳しい状況が想定されるものの、指定管理者と経営基盤の強化に取り組みながら、当市にとってなくてはならない医療機関として持続可能な病院づくりを推進してまいります。また、患者満足度のさらなる向上を目指しながら、市民に愛される病院となるよう努めてまいります。

令和７年度から中止している産婦人科の分娩については、出産を控えた妊婦さんが混乱を来すことのないよう周知に努めるとともに、近隣の分娩協力医療機関において、安心して出産していただける支援体制を整えてまいります。

医師及び医療スタッフの確保については、引き続き秋田県及び秋田大学医学部に對し医師派遣の要請活動を行うほか、県内外から誘致する取組も進めてまいります。

<国民健康保険合川診療所・米内沢診療所・阿仁診療所>

各診療所については、地域の身近な医療施設として住民の健康と暮らしを守るため、診療機能及び診療体制の維持確保と病診連携を図るとともに、医療サービスの向上に

取り組んでまいります。

産業部

<農林課>

農業振興については、全国的に主食用米の需給バランスが不安定な状況であります。需給動向に応じた計画的な米生産や振興作物への作付け移行と高付加価値化を推進するとともに、経営所得安定対策に係る各種交付金を活用した営農体制の強化や経営基盤の維持・確立を支援してまいります。

また、離農や就農人口減少による労働力不足などの課題克服に向け、ＩＣＴ技術を活用したスマート農業や小規模農家の省力化を図るための機械導入など、耕作規模に応じた営農継続への支援を行ってまいります。

林業振興については、伐採跡地への再造林や公共建築物等における県産材の利用を促すことにより、森林資源の好循環や森林の持つ多面的機能の維持を推進し、カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。また、航空レーザ測量の成果を活用した精度の高い地形や資源量の解析・把握を進め、計画的かつ効率的な森林整備を図ってまいります。

有害鳥獣被害対策については、電気柵の購入補助を拡充して被害防止を図るとともに、ＩＣＴ技術を活用した捕獲通報装置による捕獲活動の効率化や猟銃購入等の支援による担い手確保等対策を強化してまいります。

災害復旧については、被災箇所早期復旧に向け集中的に取り組んでまいります。

また、高精度測量・解析の成果を活かして、低コストで効率的な森林施業に繋がるよう計画的な路網整備を進めてまいります。

<産業政策課>

市内における雇用情勢については、特定の分野で人材不足が顕著となっていることから、秋田県やハローワークと連携した市内出身者向け企業説明会などの取組に加え、関係機関と連携して外国人材を含む人材確保に向けた事業所の取組を支援し、市内への就業と地元定着に繋げてまいります。

市街地の活性化については、空き店舗対策事業の支援対象を拡充することにより、新規出店を推進するとともに、キャッシュレス化など市内事業者と協力して便利で賑わう市街地の創出を目指してまいります。

物価高騰対策については、市民を対象としたプレミアム付きチケットを発行し、物価高騰下における市民生活の負担軽減を切れ目なく応援するとともに、市内消費を

刺激し、市内経済の下支えを図ってまいります。

地場産業の振興については、農林水産業を含む各産業との連携を強化し、地場産品の開発や販売促進を支援するとともに、既存事業の後継・継業者を育成し、地域の活力となる仕事づくり・稼ぐ地域づくりに取り組んでまいります。

企業誘致活動及び市内企業支援については、優遇制度を広くPRし各産業分野の企業誘致を推進するとともに、労働力不足に対応する省力化やICT化を促進し、市内産業の安定的な事業継続の体制づくりを支援してまいります。

新たな人の流れをつくる関係人口の創出拡大については、首都圏からのアクセシビリティを活かしたワーケーション等と呼び込むほか、ビジネスや観光など多様な宿泊施設の誘致に取り組むとともに、市内宿泊事業者の魅力向上を図ってまいります。

SDGsに基づく「地域創生」の推進については、地域資源を活かした多様な再生エネルギー（水力・地熱・バイオマス等）の導入に関する研究を進め、関連産業の成長・創出や持続的な地域づくりに繋げてまいります。

移住・定住の促進については、移住専用ポータルサイト「北秋田ゆったりライフ」を最大限活用し、移住イベントや移住支援制度についてPRを一層強化してまいります。また、首都圏イベントでの移住相談やここでしか味わえない移住体験の募集を通して、本市に関心が高い層に向けた情報提供に努めてまいります。

結婚支援については、幅広い出会いの機会創出のため、「NPO法人出会いの杜プロジェクト」と連携し、個々に寄り添いながら多様な支援活動を行ってまいります。

観光文化スポーツ部

<観光課>

森吉山の国立・国定公園化については、早期実現に向けて、国や県の関係機関等との連携を強化するとともに、市民の理解と関心を高め、機運醸成を図るための活動を推進してまいります。

国内外からの誘客促進については、総合アウトドア企業メンバーの協力のもと、本市の豊かな自然環境を活かしたアウトドアアクティビティの充実を図るとともに、ガイド人材の育成や情報発信の強化に努めてまいります。

加えて、インバウンド需要の取り込みを強化するため、台湾を重点市場と位置づけ、現地旅行会社等へのトップセールスを実施するとともに、観光消費の拡大に向けて、ホテル誘致や森吉山荘の再稼働に向けた調査など、受入環境の整備に取り組んでまいります。

また、森吉山阿仁スキー場については、国の補助事業を活用して、樹氷シーズンにおけるオーバーツーリズム対策の実証実験に取り組むほか、索道設備の計画的な改修を行ってまいります。

アウトドア拠点施設や子育て屋内施設の設置、大太鼓の館リニューアルを核とする道の駅たかのす整備事業については、市内外からの誘客はもとより、多くの皆様から親しまれる施設となるよう、市民や地元事業者等からの意見を伺いながら、着実に進めてまいります。

オール北秋田による観光振興については、新たに設立された「一般社団法人北秋田まちづくり観光協会」による観光地域づくりの取組や体験型商品の開発を、強力にバックアップしてまいります。

＜文化スポーツ課＞

文化振興については、文化会館や浜辺の歌音楽館等の維持・改修を継続し、幅広い世代が楽しめる自主事業など市民が芸術文化に触れる機会を創出してまいります。また、様々な芸術文化活動について、開催方法や情報発信等の見直しを随時行い、賑わいの創出や交流人口の増加に結びつけてまいります。

世界文化遺産である伊勢堂岱遺跡については、その価値を後世に伝えていくため「伊勢堂岱遺跡第Ⅱ期整備基本計画」に基づき、引き続き適切な保存整備に取り組むとともに、空港やインターチェンジに近い立地を最大限に活かした伊勢堂岱遺跡を拠点とする観光モデルルートを造成し、更なる誘客に取り組んでまいります。

スポーツ振興については、スポーツ協会や各競技団体と緊密に連携し、従来型スポーツだけでなく、若者を中心に盛り上がりを見せているアーバンスポーツや子どもから高齢者まで誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの啓発及び環境整備に取り組むとともに、スポーツ施設全体の老朽化等を踏まえた今後の整備方針についても検討してまいります。

また、学校部活動の地域連携・移行に向けた取組の一環として、児童生徒へのスポーツ大会出場の支援を拡充するとともに、持続可能な環境整備を図るため、指導者の育成にも取り組んでまいります。

建設部

＜建設課＞

道路の整備については、計画的な舗装補修や道路改良工事等により、良好な道路環境を維持するとともに、「インフラ長寿命化計画」に基づく橋梁・トンネルの老朽

化対策工事及び道路照明施設の点検保守等に努めてまいります。

道路除雪については、よりきめ細かな除排雪を行うため、除排雪ネットワークの構築に取り組むとともに、老朽化した除雪機械の計画的な更新により、除雪体制の強化を図ってまいります。

日沿道「二ツ井今泉道路」及び国道 105 号「大曲鷹巣道路」の整備促進については、期成同盟会と歩調を合わせ、引き続き要望活動を実施してまいります。

災害復旧については、未完成箇所の早期復旧に向け集中的に取り組むとともに、河川の浚渫を推進することにより、氾濫被害の未然防止に努めてまいります。また、県が進めている小阿仁川河川改良については、地元等と連携を図りながら、引き続き残区間の早期整備を要望するとともに、市の協力範囲などを見極め、県と連携して進めてまいります。

都市公園の管理については、景観整備に努め、快適な憩いの場を提供するとともに、高齢者の健康づくりに配慮した器具の設置に取り組んでまいります。

都市計画については、「北秋田市都市計画マスタープラン」の第 2 次計画の策定に着手し、切れ目なく持続可能な都市形成を図ってまいります。

住環境の向上については、耐震診断・改修の支援事業や、住宅リフォーム支援事業の継続により、安心・安全で心地よい居住環境の形成を促進してまいります。

市営住宅の整備については、「北秋田市公営住宅等第 2 期長寿命化計画」に基づき、適切な維持管理を行うとともに、順次建替え整備も進めてまいります。

<上下水道課>

水道事業については、老朽管の更新及び緊急連絡管工事を進めるとともに、施設監視システムの一元管理体制の構築により、安定的な給水に努めてまいります。

また、漏水調査を継続し、効率的な漏水箇所の把握と迅速な修繕に努め、有収率の向上を図るほか、計画的な施設更新及び適正な水質管理により、安心・安全な水道水を供給してまいります。

公共下水道事業については、管渠整備を継続し、未普及区域の早期解消と水洗化の推進に努め、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ってまいります。

農業集落排水事業については、老朽化が顕著な施設の計画的な修繕及び更新を図るとともに、適切な維持管理と効率的な施設の在り方を検討してまいります。

事業運営については、引き続き経費節減により持続可能な経営を図るとともに、窓口業務委託を継続し、料金収納率の維持向上に努めてまいります。

水道料金の改定については、審議会による具申を踏まえた改定を進めるとともに、水道事業の重要性と料金改定の必要性について理解していただけるよう取り組んでまいります。

消防本部

<常備消防>

災害対応については、近年、大規模な地震や気候変動等による自然災害が増加・激甚化する中で、本市においても豪雨災害による被害が発生していることから、災害に備えた消防力の確保と防災体制の強化に努めてまいります。

火災予防については、令和6年の火災件数は16件で前年比3件の減でありましたが、火災による死者1名、負傷者3名は全て高齢者であったことから、高齢者を含む世帯や障がい者世帯を対象とした無線連動型住宅用火災警報器の設置促進に努めてまいります。また、岩手県大船渡市における林野火災をはじめ、各地で山間部から拡大する大規模な火災が発生していることから、空気が乾燥する時期や気象状況等を踏まえた広報、関係機関と連携した住宅等の戸別訪問や防火座談会などを行い、火災予防の啓発に取り組んでまいります。

救急業務については、令和6年の救急出場件数は1,802件で前年比18件の減でありましたが、救急業務の円滑化を図るため救急医療体制の充実と関係機関との連携に努めるとともに、引き続き救急救命士の養成や救急隊員のスキルアップに取り組んでまいります。

救助活動については、複雑多様化する事故形態に対応した知識と技能が求められていることから、様々な災害を想定した資機材の整備や専門性を高めるための職員育成を図り、救助対応能力の向上に努めてまいります。

防災訓練については、市民一人ひとりが防災に対する意識をより一層高め、自らの命は自ら守り、みんなの地域はみんなで守るという意識の醸成に努めるとともに、災害時に取るべき避難行動を周知し、自主防災組織の結成を促進しながら地域防災体制の充実に取り組んでまいります。

本年度の運用開始を予定している阿仁分署新庁舎については、地域の消防防災の要として消防力の強化をはじめ、市民生活の安心・安全確保に向けて、万全な消防体制づくりに努めてまいります。

<非常備消防>

消防団活動については、災害等に備えた消防団員の教育訓練の充実強化に取り組むとともに、地域において身近な存在である消防団を中核とした地域防災力の向上を図ってまいります。また、消防団員の確保に向けた広報活動に努め、地域事業所の理解や協力を得ながら、引き続き消防団員の加入促進に向けて取り組んでまいります。

教育委員会

<教育総務課>

学校の整備については、暑さ対策、熱中症予防として、清鷹・米内沢・鷹巣の各小学校の特別支援教室等にエアコンを設置するほか、令和８年度からの鷹巣中学校第一体育館改築事業に向け、準備を進めてまいります。

あきたリフレッシュ学園については、学校復帰や社会参画に向け、個に応じた学習機会と大自然での体験機会を提供するなど、心身のリフレッシュやエネルギーの回復を支援してまいります。

教育留学事業については、市単独事業として本市の児童生徒も参加対象とする宿泊型生活改善事業を新たにスタートしてまいります。

学校給食については、保護者等の負担軽減を図るため学校給食費を全額無償化するとともに、市外の学校に在籍する児童生徒や、アレルギーによって給食を食べることができない市内児童生徒への支援も行っておりまいります。

また、地場産物の活用については、地元生産者等との意見交換会を開催し、活用率向上を目指すほか、定期的にホームページ等で特色ある献立を紹介するなど、食育への取組を推進してまいります。

<学校教育課>

「第２次北秋田市学校教育ビジョン」については、最終年度にあたり、３つの重点目標の達成に向けた一層の充実を図るとともに、達成状況について評価し、改善に繋げてまいります。

次代を切り拓くための資質・能力の育成については、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの充実を図ってまいります。また、認定こども園や保育所等、就学前施設と小学校との連携を図り、相互の理解と架け橋期の円滑な接続に取り組んでまいります。

G I G Aスクール構想の推進については、小学校に電子黒板を導入し、児童の理解を深める質の高い授業の展開や児童のプレゼン能力向上のほか、授業の効率化や教員の業務負担の軽減に取り組んでまいります。

豊かな心と健やかな身体の育成については、道徳教育の充実を図るとともに、子どもたち一人ひとりの自尊感情や自己有用感の醸成を目指してまいります。また、学校・教育委員会・関係機関等の連携を図り、いじめ・不登校・問題行動の未然防止及び早期発見・即時対応に努めてまいります。

ふるさとを愛し、ふるさとを支えようとする子どもの育成については、郷土資料集「きらり☆きたあきた」を活用し、児童生徒のふるさとへの想いがより強くなるよう地域に根ざしたキャリア教育に取り組んでまいります。

中学校部活動の地域移行については、学校や地域の実態に応じ、休日及び平日の地域クラブ活動の拡大や合同部活動の実施について取り組むとともに、今後の学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等について、学校や保護者、各種団体等と検討を進めてまいります。

学校の統合については、「適正規模・配置再編プラン」に基づき、統合の可否、在り方、方向性などについて、保護者や地域住民との話し合いを進めてまいります。

<生涯学習課>

地域づくりについては、引き続き学びの事業と連携することで、世代間交流の場を広げ、知識や経験を次世代に引き継ぎ、地域づくりに携わる人材育成を目指してまいります。また、地域住民による学習支援、体験活動、見守り、環境整備など地域学校協働活動の維持、充実に取り組んでまいります。

地域づくりの核となる公民館整備については、森吉コミュニティセンターの改築を推進するとともに、改築に当たり地域内施設との連携にも取り組んでまいります。

学びについては、市民ニーズに応じた学習機会の提供や日本語教室の開催、障がい者の生涯学習事業、読書を通じた学習など共生社会に対応した学びの支援を行うほか、それらの活動をホームページやSNSを活用して情報発信してまいります。

子どもを対象としたふるさと教育については、放課後こども教室や自然体験活動など体験活動の充実に図り、家庭教育支援活動を通じて地域全体で子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。

文化財については、有形・無形文化財を次世代へ継承していくため、関係者と連携し、市民が地域の文化財に親しむ機会の充実に図るとともに、指定文化財の価値の共有を図りながら、保存・継承に取り組んでまいります。

以上、各施策について申し上げましたが、市民の皆様と議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和7年度の施政方針といたします。

令和 7 年北秋田市議会 6 月定例会 行政報告

北秋田市議会 6 月定例会が開催されるにあたり、2 月 5 日以降の主な事項及び今後予定している事項について報告いたします。

市 長 部 局

総 務 部

<総務課関係>

2 月 9 日、森吉庁舎等において秋田県冬期防災訓練と秋田県弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が行われました。自治会や自主防災組織から合わせて 88 人の参加があり、有事に備えて訓練を行いました。

3 月 18 日、職員研修として「アンコンシャスバイアス(無意識の思い込みや偏見)研修」を実施しました。誰もが平等な機会を受けられる働きやすい職場環境作りを推進するため、これまでとは異なる視点で組織や課題を検証するなど、自身の無意識の思い込みや偏見に気づき、考える内容とし、61 人の職員が受講しました。

令和 7 年度大学卒程度一般行政・建築・土木・社会人経験者一般行政の採用試験について、5 月 1 日付けで告示しました。一般行政職のほか専門的な分野の人材も必要としていることから、今年度も新卒者及び社会人も受験しやすく、多くの受験者が期待できる S P I 3 により実施しております。第 1 次試験のプレエントリー及びエントリー期間は 5 月 1 日から 30 日まで、試験は 5 月 7 日から 6 月 6 日までの期間で全国のテストセンターにおいて実施しております。第 2 次試験は、6 月 28 日に北秋田市役所において行います。

5 月 2 日、北秋田市社会福祉協議会と本市の間で、災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を締結しました。これにより、災害時におけるボランティアニーズの把握、募集、受入れの円滑化を図り、迅速な被災者支援に繋げてまいります。

<総合政策課関係>

2 月 17 日、次期総合計画の策定について審議を行う第 3 次北秋田市総合計画等策定審議会を開催しました。今後は委員の皆様からのご意見ご提案を踏まえながら計画策定に向け取り組んでまいります。

2月23日、市長と語ろう！タウンミーティングを開催しました。今回は「地元で働く楽しさ、地元の魅力を発見」をテーマに、市長、事業者、中学生によるディスカッションにより、意見を交わしました。

3月21日、令和6年度に企業版ふるさと納税としてご寄附をいただいた企業へ感謝状の贈呈を行いました。なお、令和6年度の企業版ふるさと納税は2社310万円であり、きたあきた出産まると応援事業へ活用しております。

令和6年度の「きたあきたふるさと寄附金」は、14億3,444万7,100円で、昨年度と比較し668万9,600円の増額となりました。令和6年度は災害等の影響による令和5年度産米の在庫不足と外食需要の高まりによって需要に対する供給が追いつかない状態となりましたが、米価の急激な高騰により返礼品の寄附単価が上昇したことから令和5年度を上回り、過去最高額となっております。

大館能代空港利用促進助成金の申請手続については、4月1日搭乗分からオンライン申請が可能となりました。今後については、利用者の申請状況を確認しながら随時利便性の向上を図ってまいります。

4月1日から、秋田県の電子申請システムを活用し、児童クラブの手続や北秋田市出前講座受講申請など、新たに33業務のオンライン申請を開始しております。今後はマイナポータルによるオンライン申請と合わせて随時申請可能手続を拡充してまいります。

<内陸線再生支援室関係>

秋田内陸線の令和6年度の輸送人員については、22万6,690人となりました。内訳は定期外利用が14万9,370人で前年度比5,019人の増（103.5%）、定期利用が7万7,320人で前年度比8,908人の減（89.7%）となっております。

定期外利用については、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の5類移行等による利用回復の傾向が継続し、繁忙期の利用は増えてましたが、田んぼアートの見頃でもあった7月の大雨災害による全線運休やインバウンドに好評な冬期間は雪害により度重なる運休が発生したことから、団体旅行のキャンセルなどが発生し、定期外では若干の増にとどまりました。定期利用については、通勤定期は若干の増となったものの、通学定期は高校生利用が大きく減少したことにより減となっております。今後も秋田内陸線の収支改善に向け、乗車促進に取り組んでまいります。

3月17日、秋田県、仙北市、秋田内陸縦貫鉄道株式会社及び本市の4者で国からの支援を受けるため共同申請を行った鉄道事業再構築事業については、令和6年1月13日付けで認定を受けたことから、新たな負担ルールを定めることとなり、阿仁合駅森吉山ウェルカムステーションで、沿線市民、支援団体などの関係者立ち合いのもと、秋田県知事、仙北市長、秋田内陸縦貫鉄道社長及び北秋田市長の4者による基本合意書の改定に伴う締結式を行いました。

改定内容は、今後10年間の秋田内陸線の経営目標を定め、令和7年度からは経常損失額を1億6,500万円以内（改定前1億9,500万円以内）、令和9年度以降は1億4,800万円以内とし、

運営費補助金もこれらの額と同額に改定する内容となっています。

今後の方向性としては、鉄道事業再構築事業のもとに、引き続き、県・両市の支援を継続するとともに、令和11年には合意内容の実施状況を検証する予定としています。

田んぼアートについては、5月22日の平里・小湊地区の田植えを皮切りに、沿線5か所での田植えがボランティア等の協力により実施されました。田んぼアートデザインについては、公募したデザインが採用されているほか、人気作品「クレヨンしんちゃん」の「家族都市」プロジェクトの一環で制作されるデザインが小湊駅～阿仁合駅間に採用されております。

財 務 部

<財政課関係>

令和7年1月1日から令和7年4月30日までの工事等発注状況（500万円以上）は、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表 ※500万円以上（消費税含む）			
令和7年1月1日～令和7年4月30日			
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
秋田内陸線駅管理運営業務委託	R 7. 3. 17	8,572	NPO 法人北秋田ハッピーデリバリー
280MHz デジタル同報無線システム運用・保守・管理業務	R 7. 4. 1	10,858	東京テレメッセージ(株)
鷹巣市街地循環バス運行業務委託	R 7. 4. 1	11,729	秋北バス(株)
光ファイバ通信網設備保守委託	R 7. 4. 1	7,074	東日本電信電話(株) 秋田支店
オンプレ保守業務委託	R 7. 4. 1	15,298	(株)アイシーエス 秋田支店
ICS クラウド使用料（標準化移行前）	R 7. 4. 1	20,796	(株)アイシーエス 秋田支店
住基ネットシステム機器更新業務委託	R 7. 4. 21	14,065	(株)アイシーエス 秋田支店
総務部 7件		88,392	
クリーンリサイクルセンター粗大ごみ等受入管理業務委託	R 7. 4. 1	5,280	荏原環境プラント(株) 第一営業部

工事等発注一覧表 ※500 万円以上（消費税含む） 令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日			
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
戸籍クラウドサービス使用料	R 7 . 4 . 1	8,949	富士フイルムシステムサービス(株) 公共事業本部 東北支店
外側線等設置工事（市道 元 7 号坊 沢線ほか 8 箇所）	R 7 . 4 . 25	5,390	(株)秋田デイックライト大 館営業所
市民生活部 3 件		19,619	
生活困窮者自立相談支援事業	R 7 . 4 . 1	12,000	社会福祉法人 北秋田市社 会福祉協議会
北秋田市基幹相談支援センター事業 委託	R 7 . 4 . 1	20,045	社会福祉法人 県北報公会
北秋田市放課後児童クラブ運営管理 業務委託	R 7 . 4 . 1	90,082	社会福祉法人 北秋田市社 会福祉協議会
地域子育て支援拠点事業業務委託	R 7 . 4 . 1	10,806	社会福祉法人 秋田県民生 協会
地域子育て支援拠点事業業務委託	R 7 . 4 . 1	10,956	社会福祉法人 鷹巣地の塩 会
地域子育て支援拠点事業業務委託	R 7 . 4 . 1	10,306	社会福祉法人 秋田県民生 協会
地域子育て支援拠点事業業務委託	R 7 . 4 . 1	10,306	社会福祉法人 七日市保育 園
北秋田市地域包括支援センター運営 業務委託（北部圏域）	R 7 . 4 . 1	29,874	社会福祉法人 北秋田市社 会福祉協議会
北秋田市地域包括支援センター運営 業務委託（中部圏域）	R 7 . 4 . 1	24,255	社会福祉法人 北秋田市社 会福祉協議会
北秋田市地域包括支援センター運営 業務委託（南部圏域）	R 7 . 4 . 1	18,698	社会福祉法人 北秋田市社 会福祉協議会
北秋田市妊産婦健康診査等及び新生 児聴覚検査業務委託	R 7 . 4 . 1	10,223	秋田県産婦人科医会
北秋田市児童館管理運営業務	R 7 . 4 . 1	29,591	社会福祉法人 北秋田市社 会福祉協議会
北秋田市子育てサポートハウス管理 運営業務	R 7 . 4 . 1	23,799	社会福祉法人 北秋田市社 会福祉協議会
令和 7 年度北秋田市フレイル健診業 務委託	R 7 . 4 . 1	5,500	(株)アルファシステム秋田 支店

工事等発注一覧表 ※500 万円以上（消費税含む） 令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日			
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
集団方式特定健康診査等業務委託	R 7 . 4 . 1	20, 019	(公財) 秋田県総合保健事業団
集団方式成人検診業務委託	R 7 . 4 . 1	23, 898	(公財) 秋田県総合保健事業団
秋田県広域予防接種事業委託	R 7 . 4 . 1	49, 942	(一社) 秋田県医師会
サテライトステーションつづれこ GHP 室内機交換工事	R 7 . 4 . 25	11, 209	(有) 和田設備工業
外部改修工事(北秋田市保健センター)	R 7 . 4 . 25	60, 236	(株) 芳賀工務店
空調設備改修工事(北秋田市保健センター)	R 7 . 4 . 25	14, 355	(株) 柴田水道施設
健康福祉部 20 件		486, 100	
農業用施設災害復旧工事（向泥地区）	R 7 . 2 . 6	6, 787	(有) 合川水道施設工業所
農業用施設災害復旧工事（杉山田家の下地区）	R 7 . 2 . 6	7, 051	(有) 合川水道施設工業所
農業用施設災害復旧工事（下野下ノ岱地区）	R 7 . 2 . 6	7, 337	(有) 庄栄組
農地災害復旧工事（川中石（2）地区）	R 7 . 2 . 6	9, 339	長岐建設(株)
農業災害復旧工事（2 工区）	R 7 . 2 . 6	6, 831	(有) 阿仁土建
農業災害復旧工事（1 工区）	R 7 . 2 . 6	12, 694	(株) 大川建設
農業災害復旧工事（2 工区）	R 7 . 2 . 7	25, 410	(有) 宗和
農業災害復旧工事（7 工区）	R 7 . 2 . 7	18, 700	(有) 宗和
農業用施設災害復旧工事（上川添地区）	R 7 . 2 . 20	6, 380	三光テクノ(株) 大館営業所
農業用施設災害復旧工事（大泥地区）	R 7 . 2 . 20	7, 260	三光テクノ(株) 大館営業所
林道施設災害復旧工事（浦支内線）	R 7 . 3 . 7	15, 950	奥山建設(株)

工事等発注一覧表 ※500 万円以上（消費税含む） 令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日			
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
農業用施設災害復旧工事（武蔵沢下地区）	R 7 . 3 . 21	20,350	(株)藤島組
林道敷地伐開業務委託（長坂線）	R 7 . 3 . 21	8,030	柏木林業
林道施設災害復旧事業詳細設計業務委託（阿仁小沢線）	R 7 . 3 . 27	45,650	奥羽測量設計(株) 北秋田営業所
農業災害復旧工事（10 工区）	R 7 . 3 . 27	121,440	朝日建設(株)
農地災害復旧工事（外ノ又(2)地区）	R 7 . 3 . 27	5,962	(有)庄栄組
農業用施設災害復旧工事（ヘクリ地区）	R 7 . 3 . 27	7,843	(有)松尾土木
農業用施設災害復旧工事（外ノ又(1)地区）	R 7 . 3 . 27	6,754	(有)庄栄組
農業用施設災害復旧工事（湯口内地区）	R 7 . 3 . 27	43,615	(株)上杉組
事業承継支援委託	R 7 . 4 . 1	15,829	ココホレジャパン(株)
北秋田市結婚支援事業委託	R 7 . 4 . 1	5,926	NPO 法人出会いの杜プロジェクト
農地災害復旧工事（苗代沢口地区）	R 7 . 4 . 25	6,105	(有)千葉建設
産業部 22 件		411,243	
阿仁体育館解体工事	R 7 . 3 . 21	66,990	秋田土建(株)
体育館管理業務委託	R 7 . 4 . 1	25,904	(一財)北秋田市スポーツ協会
北秋田市観光案内等業務委託	R 7 . 4 . 1	9,340	(一社)北秋田まちづくり観光協会
森吉山登山道維持管理業務委託	R 7 . 4 . 21	9,310	特定非営利活動法人森吉山
北秋田市文化会館舞台運営等業務委託	R 7 . 4 . 25	6,028	北秋田舞台工房 breath 北秋田営業所

工事等発注一覧表 ※500 万円以上（消費税含む） 令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日			
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
観光文化スポーツ部 5 件		117,572	
局所がけ崩れ対策事業調査設計業務 委託（阿仁水無地区）	R 7 . 1 . 17	9,900	奥山ボーリング(株)北秋田 営業所
河川災害復旧工事（普通河川 茶屋 庫沢川）	R 7 . 2 . 6	7,700	古河林業緑化(株)
道路災害復旧工事（1 級市道 銀山 水無線）	R 7 . 2 . 20	9,988	秋田土建(株)
道路災害復旧工事（1 級市道 荒瀬 川線）	R 7 . 2 . 20	74,800	(株)佐藤庫組
道路災害復旧工事（1 級市道 荒瀬 川線）	R 7 . 2 . 20	83,600	秋田土建(株)
道路災害復旧工事（1 級市道 摩当 鎌沢線）	R 7 . 3 . 7	12,760	(有)宗和
道路災害復旧工事（1 級市道 荒瀬 川線）	R 7 . 3 . 7	5,665	(株)松岡組
道路災害復旧工事（1 級市道 荒瀬 上小阿仁線）	R 7 . 3 . 7	21,340	(株) 松岡組
道路災害復旧工事（その他市道 荒 瀬萱草線）	R 7 . 3 . 7	21,560	古河林業緑化(株)
人孔内修復工事（阿仁合処理区 No. 65-3-1）	R 7 . 3 . 21	5,775	(有)阿仁土建
舗装維持工事（2 級市道 田中～佐 戸岱線）	R 7 . 3 . 21	19,195	(有)丸栄建設
舗装維持工事（その他市道 綴子掛 泥線）	R 7 . 3 . 21	5,148	(株)芳賀工務店
排水維持工事（その他市道 福田中 学校通線）	R 7 . 3 . 21	10,736	(有)宗和
道路災害復旧工事（1 級市道 荒瀬 川線）	R 7 . 3 . 27	75,680	秋田土建(株)

工事等発注一覧表 ※500 万円以上（消費税含む） 令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日			
工事名又は業務名等	契約年月日	契約額 (千円)	請負業者名
道路災害復旧工事（2 級市道 幸屋線）その 2	R 7 . 3 . 27	6, 127	(有) 千葉建設
阿仁地区小型合併浄化槽維持管理業務委託	R 7 . 4 . 1	16, 987	(有) 鷹阿二清掃興業
浄化センター維持管理業務委託	R 7 . 4 . 1	15, 840	山岡工業(株)
監視通報装置修繕（農業集落排水）	R 7 . 4 . 16	9, 460	秋田東北商事(株)
明田団地解体工事（S54 年築 2 棟）	R 7 . 4 . 25	12, 430	(株) 佐藤庫組
中央公園管理委託	R 7 . 4 . 25	9, 295	かつら造園建設(株)
建設部 20 件		433, 986	
消防救急デジタル無線設備保守委託（消防本部）	R 7 . 4 . 1	10, 175	(株) 富士通ゼネラル 東北情報通信ネットワーク営業部
高機能指令センター設備保守委託（消防本部）	R 7 . 4 . 1	6, 600	(株) 富士通ゼネラル 東北情報通信ネットワーク営業部
消防本部 2 件		16, 775	
旧阿仁中校舎解体工事	R 7 . 3 . 4	155, 100	秋田土建(株)
北秋田市市有スクールバス運行管理業務	R 7 . 3 . 7	198, 416	あきた北観光バス(株)
鷹巣中体育館改築工事設計業務委託	R 7 . 4 . 25	24, 200	M' s 設計室
教育委員会 3 件		377, 716	
合計 82 件		1, 951, 403	

<税務課関係>

令和7年度の軽自動車税種別割と純固定資産税の当初調定額及び4月末現在における令和6年度分の市税等収納状況については、次のとおりとなっております。

また、納税環境の整備については、開庁時間内に来庁できない納税者への相談の機会を提供するため、夜間・休日の納税相談窓口を4月に3回開設しております。

区 分	調 定 額		
	令和7年度課税分 (円)	令和6年度課税分 (円)	前年比 (%)
軽自動車税種別割	103,375,000	101,805,700	101.54
純固定資産税	1,596,029,000	1,592,982,100	100.19

区 分	課税台数と納税義務者数		
	令和7年度課税分	令和6年度課税分	対前年
軽自動車税種別割	15,061 台	15,193 台	△132 台
純固定資産税	17,366 人	17,566 人	△200 人

令和6年度分の収納状況（4月末現在）

税 目		調定額 (円)	収入済額 (円)	収納率 (%)	前年同 (%)
個人市民税	現	912,601,602	906,047,261	99.28	99.61
	滞	14,513,980	3,018,044	20.79	30.44
法人市民税	現	146,922,600	146,553,400	99.75	99.86
	滞	1,333,200	190,000	14.25	11.21
純固定資産税	現	1,525,970,600	1,506,737,772	98.74	98.96
	滞	56,210,228	5,914,578	10.52	16.41
国有資産等市町村交付金		94,412,800	94,412,800	100.00	100.00
軽自動車税 (種別割)	現	100,383,900	99,663,600	99.28	99.11
	滞	1,585,533	459,700	28.99	25.60
(環境性能割)	現	8,226,400	8,226,400	100.00	100.00
市たばこ税		211,553,407	211,553,407	100.00	100.00
入 湯 税		2,294,850	2,257,050	98.35	100.00
国民健康保険税	現	443,943,800	424,953,381	95.72	96.83
	滞	45,539,022	8,565,339	18.81	19.45
合 計		3,565,491,922	3,418,552,732	95.88	95.80

市民生活部

<生活環境課関係>

令和6年度の北秋田市のごみ搬入については、総数量が1万1,031トンとなっております。内訳は、可燃ごみが8,224トンで前年度比53トンの減少、不燃ごみが449トンで同5トンの減少、資源ごみが866トンで同70トンの減少、汚泥が1,492トンで同36トンの増加となっております。

3月10日、令和6年秋田県飲酒運転追放等の競争において、県内第3位として秋田県知事表彰を受けました。

4月2日、防犯指導員29人及び交通指導員29人に対し委嘱状を交付しました。引き続き犯罪の発生防止及び事故のない明るい社会づくりの推進に取り組んでまいります。

4月4日、市民ふれあいプラザにおいて北秋田地区交通安全集会が行われ、交通安全に功労のあった個人と団体が表彰されました。また、4月6日から15日まで、春の全国交通安全運動が実施されました。

4月10日、北秋田市廃棄物不法投棄監視員23人に対し委嘱状を交付し、令和7年度の活動について確認を行いました。

4月20日、春の全市一斉クリーンアップが市内全域で実施されました。早朝から4,071人の市民に参加いただき、環境保全に努めました。

消費者行政については、消費者からの相談受付やトラブル未然防止等の取組を消費生活センターにおいて行っております。消費者月間中の5月21日には、鷹巣地区の大型ショッピングセンター2店舗前において、特殊詐欺等の被害防止の啓発活動を行うとともに、消費生活センター相談窓口の周知を図るための街頭キャンペーンを実施しました。

<市民課関係>

令和7年4月末現在の住民登録者数は2万7,558人（うち外国人210人）で、その内訳は、男1万3,041人（同38人）、女1万4,517人（同172人）、世帯数は1万3,331世帯（うち外国人を含む世帯196世帯）となっております。前年同期に比べ、住民登録者数が631人の減少、世帯数が119世帯の減少となっております。

マイナンバーカードについては、4月末現在の市民の保有枚数が2万3,616枚で、保有枚数の人口に占める割合は82.8%となっております。

国民健康保険については、4月末現在の被保険者数は5,409人、加入世帯数は3,975世帯で、前年同期に比べ被保険者数が272人の減少、加入世帯数が163世帯の減少となっております。

後期高齢者医療については、4月末現在の被保険者数は7,734人で、前年同期に比べ、58人の増加となっております。

健康福祉部

<福祉課関係>

戦没者の遺族に対する第12回特別弔慰金が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間を請求期間として請求受付を開始しております。請求に関する案内を対象となる市内在住者247人へ送付し、4月末日時点で122人からの申請を受け付け、うち92人については秋田県へ進達しております。

給付金事業については、令和6年12月13日を基準日とした「物価高騰対策給付金」の申請期限を令和7年7月31日まで延長しております。申請期限延長後における4月申請分の支払状況は、20世帯60万円を給付しております。また、「灯油購入費助成金」については、令和7年3月31日で申請受付を終了し、総支給額は4,801世帯2,880万6,000円となりました。

<こども課関係>

「北秋田市こども計画」については、基本理念を「こどもが願いをかなえ、ともによろこぶ北秋田」とし、4月に市ホームページにおいて公表しました。

新年度から、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を一体化した「北秋田市こども家庭センター」を新設し、愛称を子育て世代包括支援センターから継承し「ココロン」としました。こども家庭センターの設置に伴い、こども課に母子保健係を創設し、令和7年1月から施行した「きたあきた出産まるっと応援事業」をはじめとする母子保健事業を医療健康課からこども課へ移管しております。また、地域子育て相談機関を市内4か所に置き、身近で気軽に相談できる体制づくりに取り組んでおります。

妊婦・子育て中の母親や育児中の家族を対象とした交流の場である「おいDAY」については、助産師相談や離乳食指導も取り入れ、4月末日現在18組39人が参加しました。

きたあきた子育てクーポン事業については、市内協力事業所を「きたあきた子育てクーポン協力店」として募り、4月末現在で67店舗が登録しております。また、就学前児童1人につき1万5,000円分のクーポン券を対象児童497人の保護者に交付しました。

令和7年度の保育所入所児童数については、4月1日現在、公立保育園51人、私立保育園等391人の計442人となっております。

ひとり親家庭入学祝金事業については、児童・生徒の新入学に係るひとり親家庭への経済的支援を目的に、小中学校入学祝金として2万円、高等学校等入学祝金として5万円を小学生16人、中学生13人、高校生28人に支給しました。

妊婦のための支援給付事業については、新年度からの制度改正に伴い、きたあきた赤ちゃん応援事業の事業名を変更して実施しております。

<高齢福祉課関係>

4月から高齢福祉課の窓口に「軟骨伝導イヤホン」を設置し、加齢などにより耳が聞こえにくい方々にご使用いただいております。窓口で大きい声を使わずにお話しできることから、プライバシーの保護にも役立っております。

介護保険については、4月末現在の要支援・要介護認定者数が2,661人（前年同期比72人減）で、このうちサービス受給者は2,213人（前年同期比64人減）、認定に対する受給率は83.2%（前年同期比0.1%減）となっております。

<医療健康課関係>

成人保健事業については、生活習慣病予防として2月20日にすこやか健康講座2回目を開催しました。北秋田市民病院歯科口腔外科診療科長の中川祥氏が、「オーラルフレイル予防と口腔ケア」と題し講演を行い、市民42人が参加しました。

予防接種事業については、3月末現在でのインフルエンザ予防接種の接種者数は、高齢者が6,372人、子どもと妊婦が延べ1,886人で昨年度より減少しております。新型コロナウイルス予防接種は1,488人、高齢者の肺炎球菌予防接種は227人となっております。带状疱疹予防接種は延べ240人で、令和7年から定期予防接種として位置付けられたことを踏まえ、対象者には個別に通知しております。

成人健診事業については、4月14日から地域巡回型の集団健診、胃がん検診や女性の検診を順次実施しております。

在宅医療・介護連携推進事業については、3月8日に文化会館を会場に、地域医療連携センター運営協議会と市民病院との共催による医療講演会を開催しました。秋田大学の植木重治教授が、「秋田のウェルビーイングを守る総合診療」と題し講演を行い、市民等約300人が来場しました。

阿仁診療所医師住宅整備事業については、改築工事（木造平屋建1戸建1棟 81.15 平方メートル）が3月17日に完成し、入居を開始しております。

産 業 部

<農林課関係>

稲作については、4月下旬から5月上旬にかけての天候不順により、例年より遅い田植えのスタートとなりました。今後は気象状況を見極め、適切な管理に努めるよう、農業指導機関と連携して対応してまいります。

牧場運営については、夏山冬里方式による畜産農家の省力化と健康な肉用牛の生産を目的に5月1日鷹巣牧場で入牧式を行い、10頭が入牧しました。

森林経営管理事業については、第 7 期の阿仁長畑地区等の意向調査業務委託と、第 6 期の阿仁幸屋地区等の集積計画作成業務委託を発注しております。

鳥獣被害対策については、県内でもツキノワグマの目撃が相次いでおり、当市においても、5 月 25 日現在、イノシシによる農作物被害 2 件、ツキノワグマについては 35 件の目撃情報のうち、4 件について有害捕獲活動を実施しております。今後も農作物等被害及び人身被害の未然防止対策について関係団体と連携し対応してまいります。

土地改良事業については、令和 4 年度から工事を開始している今泉地区の県営ほ場整備事業は、令和 7 年 4 月現在、進捗率が 63%となっており、今後、暗渠排水等の工事を実施し、令和 9 年度の完成を目指しております。

<産業政策課関係>

2 月 8 日、あきた暮らし・交流拠点センター（東京都）において、地域の地場産業や伝統工芸を残すため、事業の継ぎ手や地域おこし協力隊の募集を中心とした事業承継イベントを開催しました。

同日、国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ（東京都）において、国立市及び周辺地域に住む方々に向け、北秋田市移住・二地域居住 PR と市民交流会を実施しました。

2 月 9 日、都立産業貿易センター（東京都）において開催された「あきた就職フェア」に出展し、北秋田市の移住・二地域居住 PR や地域おこし協力隊募集説明を行ったほか、地元参加企業と連携しながら本市への雇用促進を行いました。

3 月 12 日、市民ふれあいプラザにおいて、人手不足への対応として外国人材の受入れを検討する市内事業者向けに、必要な手続きや環境の整備など必要なノウハウを学ぶ外国人材受入れセミナーを開催しました。

4 月 18 日、エネルギー価格及び食料品等の価格高騰により落ち込んだ市内消費を刺激し、市民生活の負担軽減を図ることを目的に、プレミアム付き応援チケットの発行を開始し、5 月 14 日現在の購入率は 63.6%で、追加販売も実施しました。

観光文化スポーツ部

<観光課関係>

3 月 22 日及び 23 日、道の駅たかのすにおいて「第 30 回もちっこ市」が開催され、約 3,000 人が来場しました。

日本三大樹氷観賞地である森吉山の「樹氷観賞」は 3 月 5 日まで、森吉山阿仁スキー場は 4 月 27 日までの営業となりましたが、冬季としては過去 10 年で最多となる 4 万 3,721 人（昨年度 3 万

5,020人)と多くの方々が来場しました。中でも訪日外国人は約6,600人と昨年に比べ倍増しました。

4月14日から5月2日まで、「第74回鷹巣中央公園桜まつり」が開催されました。

4月26日、くまぐま園の今年度の営業を開始しました。5月6日までのゴールデンウィーク期間を含む11日間で1,903人(昨年度3,218人)が来場しました。

5月3日、森吉山山開きが開催され、今年1年の山の安全を祈願しました。

<文化スポーツ課関係>

文化振興事業については、2月22日から24日まで、文化会館において「成田康油彩画展」を開催し、初期から現在までの作品が約80点並び、期間中は約500人が訪れました。初日は成田康氏によるギャラリートークも行われました。

2月23日、浜辺の歌音楽館において「フリーコンサート」を開催し、6組16人の出演者によるピアノソロやギター弾き語り、クラリネットとサックスのアンサンブルなどが披露されました。

3月16日、浜辺の歌音楽館において「浜辺の歌音楽館少年少女合唱団スプリングコンサート」を開催し、1年間の活動の総括として、成田為三作品のほか、春らしいアップテンポの曲などを披露しました。

3月30日、文化会館において「宝くじ文化公演 元気が出る！オーケストラコンサート 吉田正記念オーケストラ」を開催し、約600人が来場し満席となりました。聞き馴染みのある名曲が大編成のオーケストラによって披露されました。

世界遺産事業については、2月15日、伊勢堂岱縄文館において「令和6年度第2回伊勢堂岱縄文館講座」を開催し、谷口榮氏から「ディスカバー・キタアキタ 世界遺産・伊勢堂岱遺跡から縄文文化を読み解く」と題した講演が行われ、66人が参加しました。

4月5日、伊勢堂岱遺跡に隣接する湯車川において「第15回カムバック縄文サーモン」を開催し、70人がサケの稚魚約2万匹を放流しました。

4月29日及び5月3日から6日まで「伊勢堂岱遺跡ジュニアボランティアガイド」を実施し、小学校6年生から高校3年生までの児童・生徒が、県内外からの来訪者に遺跡の魅力を説明しました。

スポーツ振興事業については、2月23日に予定していた「第41回県民歩くスキーのつどい」には、市内外から91人の事前申込みがありましたが、2月21日の記録的大雪の影響でコース設営ができず中止としました。

旧阿仁中学校体育館については、改修及び引っ越し作業を3月中に終え、4月1日から新たな阿仁体育館として一般開放を開始しております。

4月19日、県立北欧の杜公園において「第61回河田杯マラソン・大館北秋田ロードレース大会」を開催し、市内外から104人の選手が参加しました。

建設部

<建設課関係>

令和7年1月1日から令和7年4月30日までの道路関係工事等発注及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
支障木伐採業務委託 (1級市道 大野台幹線ほか)	米代川堤防線他草刈業務委託
道路維持事業 2件	
凍結防止剤散布車3t級(合川地区)	
除雪事業 1件	
排水維持工事(2級市道 桂瀬駅前線)	排水維持工事(その他市道 福田中学校通線)
舗装維持工事(その他市道 綴子掛泥線)	舗装維持工事(2級市道 田中～佐戸岱線)
舗装維持工事 (1級市道 中屋敷～大野岱線)	道路維持工事 (その他市道 田子ヶ沢～岩谷線)
交通安全施設工事 (2級市道 小又五味堀線)	
道路等維持事業 7件	
局所がけ崩れ対策事業調査設計業務委託 (阿仁水無地区)	道路災害復旧工事 (その他市道 滝ノ沢～薬師下線)
道路災害復旧工事(1級市道 摩当鎌沢線)	道路災害復旧工事(1級市道 荒瀬川線)①
道路災害復旧工事(1級市道 荒瀬川線)②	道路災害復旧工事(1級市道 荒瀬川線)③
道路災害復旧工事(1級市道 荒瀬川線)④	道路災害復旧工事(その他市道 荒瀬萱草線)
道路災害復旧工事 (1級市道 大野岱桂瀬線)	道路災害復旧工事 (1級市道 荒瀬上小阿仁線)
道路災害復旧工事 (1級市道 銀山水無線)	道路災害大型土のう撤去工事 (1級市道 大野岱桂瀬線)
道路災害復旧工事 (1級市道 荒瀬上小阿仁線)その1	道路災害復旧工事 (1級市道 荒瀬上小阿仁線)その2
道路災害復旧工事(2級市道 幸屋線)その1	道路災害復旧工事(2級市道 幸屋線)その2
河川災害復旧工事(普通河川 茶屋庫沢川)	
公共土木施設災害復旧事業 17件	

明田団地解体工事（S54 年築 2 棟）	
公営住宅整備事業 1 件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
支障木伐採業務委託 （1 級市道 大野台幹線ほか）	
道路維持事業 1 件	
排水維持工事（その他市道 田中 2 号線）	排水維持工事（その他市道 綴子掛泥線）
交通安全施設工事 （その他市道 太田～高野尻線）	
道路等維持事業 3 件	
測量設計業務委託（1 級市道 摩当鎌沢線）	道路改良工事（その他市道 寄延沢線）
道路新設改良事業 2 件	
舗装長寿命化修繕計画改定業務委託	除雪ドーザ 11 t 級（合川地区）
除雪ドーザ 11 t 級（森吉地区）	
防災・安全交付金事業 3 件	
道路橋定期点検業務委託	道路橋（J R 跨線橋）定期点検業務委託
橋梁補修工事（桂瀬橋）	橋梁補修工事（木畑沢橋）
橋梁補修工事（横湊橋）	元町跨線橋集約道路工事 （その他市道 北家後西屋敷線）
元町跨線橋集約道路工事 （その他市道 落合堤防線ほか）	
道路メンテナンス事業 7 件	
河川浚渫工事（準用河川 小摩当川）	河川浚渫工事（準用河川 雪田沢川）
河川浚渫工事（準用河川 蟹沢川）	河川浚渫工事（準用河川 曲川）
河川浚渫工事（準用河川 大清水川）	河川浚渫工事（準用河川 大沢川）
河川・浚渫等維持事業 6 件	
土地分筆登記業務委託 （2 級市道 坊沢～前山線）	災害復旧事業測量設計業務委託（その 7）
道路災害復旧工事 （その他市道 小阿仁線）①	道路災害復旧工事 （その他市道 小阿仁線）②
道路災害復旧工事（その他市道 根田沢線）	河川災害復旧工事（準用河川 摩当沢川）
河川災害復旧工事（普通河川 オサ沢川）	局所がけ崩れ応急対策工事（阿仁水無地区）

公共土木施設災害復旧事業 8件	
鳥屋岱・明田団地集約建設実施設計業務委託	
公営住宅整備事業 1件	

住宅リフォーム支援事業「北秋田市住まいる応援事業」については、令和7年1月1日から令和7年4月30日までに44件の申込みをいただいております。

<上下水道課関係>

令和7年1月1日から令和7年4月30日までの建設改良事業等の発注状況及び完成状況については、下記のとおりとなっております。

工事等発注一覧表	
工事名又は業務名等	
ます設置工事（鷹巣処理区その9）	ます設置工事（鷹巣処理区その10）
ます設置工事（米内沢処理区その2）	人孔内修復工事（阿仁合処理区 No. 65-3-1）
機器更新工事（鷹巣浄化センターその1）	
下水道事業 5件	

工事等完成一覧表	
工事名又は業務名等	
配水管移設補償工事（東館工区）	水道監視システム UPS 更新工事
鷹巣第2水源耐水化工事	阿仁地区水道施設監視システム整備工事
基幹管路更新工事実施設計業務委託 （米内沢地区）	基幹管路更新工事実施設計業務委託 （今泉前山地区）
鷹巣配水場更新整備設計業務	漏水調査委託
水道事業 8件	
ます設置工事（鷹巣処理区その8）	ます設置工事（鷹巣処理区その9）
ます設置工事（鷹巣処理区その10）	ます設置工事（米内沢処理区その2）
下水道事業 4件	
西処理場高圧気中開閉器更新工事	
農業集落排水事業 1件	

水道料金の改定については、水道料金審議会において3回の審議を重ね、3月5日に具申をいただいております。

鷹巣浄化センター、鷹巣浄水場及び米内沢浄水場において、4月22日の鷹巣小学校を皮切りに、小学校の校外学習における見学を受入れしております。

消防本部

<常備消防関係>

2月から4月までの火災発生状況及び消防活動については、火災は建物火災が5件、車両火災が1件、その他火災が1件発生し、人的被害は発生していません。

救急出場は411件で、急病が最も多く297件となっております。救急救命士が行った医療処置は、血管確保が23件、薬剤投与が11件、気管挿管が5件となっております。ドクターヘリ要請は5件、搬送人員は3人でいずれも三次医療機関への施設間搬送となっております。

救助出場は14件で、うち交通事故が9件、建物事故が2件、森吉山での救助事案など3件となっております。

火災予防については、4月6日から12日まで春の火災予防運動を実施しました。4月6日には市内大型商業施設3か所において、住宅用火災警報器の設置や維持管理について消防団と合同で啓発を行ったほか、危険物施設がある消防対象物の立入検査を実施するなど、防火安全対策の指導に努めております。

4月25日、市内家電量販店において、無線連動型住宅用火災警報器の普及に向けた購入費補助金事業の説明会を行っております。また、住宅用火災警報器設置調査について、4月末に管内の状況調査を行ったところ、設置率が80%となっております。

訓練については、5月19日、西統合分署において、秋田県消防防災航空隊と本消防本部による合同訓練を実施し、想定される事案に備え安全・迅速な連携体制の確立を図っております。また、「県民防災の日」訓練として、5月14日に義務教育学校阿仁学園、5月16日に合川中学校において防災訓練を実施したほか、5月26日には鷹巣東小学校において地震を想定したシェイクアウト訓練や避難訓練、火災時の初期消火や煙体験など火災防ぎょ訓練を実施し、防災意識の高揚と関係機関との連携強化を図っております。

救急救命士の養成については、3月に行われた第48回救急救命士国家試験に1人が合格し、救急救命士として医療行為を行うための病院実習を実施しております。

阿仁分署新築工事については、5月末に本体建築工事が完成し、今後は予定されている外構工事や無線設備の移設を進めてまいります。

<非常備消防関係>

消防団員の教育や研修については、3月に秋田県消防学校において、「消防団員基礎教育」に2人、「消防団員幹部教育指揮幹部科現場指揮課程」に1人が入校し、各課程を修了しております。

4月6日、春の火災予防運動週間初日に、鷹巣中央公園及び阿仁前田河川敷で一斉放水訓練を実施しました。ポンプ自動車、小型ポンプ及び資機材について点検整備を行うとともに、消防団員の基本的な消防活動技術の向上に努めております。

令和7年春の叙勲については、本市から元消防団分団長の石川嘉孝氏及び藤島勝政氏が「瑞宝単光章」を受章しております。

教育委員会

<教育総務課関係>

4月9日、あきたリフレッシュ学園において「令和7年度始業式」を行い、11人の学園生でスタートしました。学習活動や体験活動を通じて、学校復帰及び社会参画に向けて引き続き支援してまいります。

教育留学事業については、今年度から市単独事業として再スタートするのに併せて、市内の児童生徒も対象とした生活改善を目指した宿泊体験型教育留学を始めるべく、受入れ体制の準備を進めております。

各小・中学校及び義務教育学校の整備については、鷹巣中学校の第一体育館の改築に向けた実施設計委託を発注しております。また、鷹巣小学校エアコン移設工事(通級教室等)を発注しており、学習環境の向上に努めてまいります。

5月22日、「第1回総合教育会議」を開催し、幼保小架け橋プログラムの推進及び令和7年度の主な教育施策等について、協議、意見交換を行いました。

<学校教育課関係>

4月7日、各小・中学校及び義務教育学校において始業式が行われました。また、各中学校及び義務教育学校では同日に入学式が行われております。

4月8日、各小学校の入学式が行われました。今年度は小学校6校に118人、中学校3校に145人、義務教育学校に3人の児童・生徒が入学しました。5月1日現在の児童・生徒数は小学校828人、中学校489人、義務教育学校57人、計1,374人で、特別支援学級を含む学級数は小学校53学級、中学校23学級、義務教育学校10学級となっております。

4月17日、全国学力・学習状況調査が行われ、各小学校及び義務教育学校6年生と各中学校3年生及び義務教育学校9年生が国語と数学、理科の問題等に取り組みました。

4月21日、「北秋田市教育センターの所員総会」を教育委員会事務局と各学校のオンラインで開催し、所員(教職員)198人による活動がスタートしました。

4月28日、「北秋田市幼保小連携会議」が行われ、今年度の「幼保小架け橋プログラム」推進に

係る協議を行い、市共通版を基にしたモデル地区による「架け橋カリキュラム」策定について確認しました。

各小・中学校及び義務教育学校の運動会や体育祭は、5月10日を皮切りに行われました。悪天候のため、13日、15日、19日、31日に順延した学校もありました。

<生涯学習課関係>

2月28日、文部科学省において「第77回優良公民館表彰式」が行われ、合川公民館が文部科学大臣から表彰されました。

令和7年度の高齢者大学事業については、豊かな生きがいづくりと心身ともに健康に過ごすことを目指し、4地区の高鷹大学、合川ことぶき大学、森吉大学、阿仁生き活き大学が298人の受講生を迎えスタートしました。

定期講座については、市民ふれあいプラザと11の公民館において44の定期講座を開設し、市民が交流しながら積極的に学び合える機会を提供しております。

5月14日、鷹巣中学校の1年生93人が胡桃館遺跡収蔵庫を見学しました。

承認第 7 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 8 号 令和 7 年度北秋田市一般会計
補正予算（第 2 号））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり
専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 6 月 13 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕のないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

1 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和7年5月21日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第8号

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,105千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,613,136千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年5月21日 専決

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,604,020	15,105	1,619,125
	2 基金繰入金	1,567,228	15,105	1,582,333
歳入合計		24,598,031	15,105	24,613,136

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		1,376,509	11,074	1,387,583
	1 商 工 費	1,376,509	11,074	1,387,583
9 消 防 費		1,142,587	4,031	1,146,618
	1 消 防 費	1,142,587	4,031	1,146,618
歳 出 合 計		24,598,031	15,105	24,613,136

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,604,020	15,105	1,619,125
歳入合計	24,598,031	15,105	24,613,136

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
7 商 工 費	1,376,509	11,074	1,387,583				11,074	
9 消 防 費	1,142,587	4,031	1,146,618				4,031	
歳 出 合 計	24,598,031	15,105	24,613,136				15,105	

2 歳 入

19款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 財政調整基金繰入金	1, 111, 451	15, 105	1, 126, 556	1. 財政調整基金繰入金	15, 105	財政調整基金繰入金 15, 105
計	1, 567, 228	15, 105	1, 582, 333			
歳入合計	24, 598, 031	15, 105	24, 613, 136			

3 歳 出

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
6. 観光施設費	203,085	11,074	214,159				11,074	14. 工事請負費	11,074	工事請負費	11,074
計	1,376,509	11,074	1,387,583				11,074				

9 款 消防費

1 項 消防費

5. 災害対策費	47,057	4,031	51,088				4,031	14. 工事請負費	4,031	工事請負費 4,031
計	1,142,587	4,031	1,146,618				4,031			
歳出合計	24,598,031	15,105	24,613,136				15,105			

議案第44号

北秋田市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

北秋田市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例を別
紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和7年こども家庭庁告示第4号）が公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
北秋田市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（平成27年北秋田市条例第
4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「4,800円」を「4,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(資料) 北秋田市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(主食費及び副食費) 第4条 (略) 2 主食費については現物徴収を基本とし、副食費については一月当たりの上限を<u>4,900円</u>とする。ただし、保育認定においては第1階層、第2階層、第3階層及び第4階層のうちⅠからⅢに該当する世帯、教育認定においては第1階層、第2階層及び第3階層に該当する世帯の副食費は無料とする。 3・4 (略)	(主食費及び副食費) 第4条 (略) 2 主食費については現物徴収を基本とし、副食費については一月当たりの上限を<u>4,800円</u>とする。ただし、保育認定においては第1階層、第2階層、第3階層及び第4階層のうちⅠからⅢに該当する世帯、教育認定においては第1階層、第2階層及び第3階層に該当する世帯の副食費は無料とする。 3・4 (略)

議案第44号 （資料）

北秋田市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
について

○根拠法令

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和7年こども家庭庁告示第4号）

○改正趣旨

根拠法令の改正により、北秋田市教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（平成27年北秋田市条例第4号）の一部を改正する。

○改正の内容

根拠法令別表第2中「副食費徴収免除加算」が「4,800円」から「4,900円」へ引き上げられたことに伴い、副食費の徴収上限額を改める。

議案第45号

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）が公布されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）」を

「第5章 事業所内保育事業（第42条―第48条）」を

第6章 雑則（第49条） に改める。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条中「第7条第1項」を「次条第1項、第7条の3第2項」に改め、「第15条第1項」の次に「、第2項」を加え、「。第3号」を「。以下この条」に改め、「保育所をいう。」の次に「以下同じ。」を、「幼稚園をいう。」の次に「以下同じ。」を、「認定こども園をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条ただし書中「ただし、」の次に「離島その他の地域であって、」を加え、「市が認める地域」を「市が認めるもの」に改め、同条第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条に次の6項を加える。

2 市は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2） 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模

保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

- 4 市は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

- 6 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第7条の3第2項中「（居宅訪問型保育事業者を除く。）」を削る。

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第38条の見出し中「備品」を「備品等」に改める。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則第 3 条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「施行日から起算して 5 年を経過する日」を「令和12年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(資料) 北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第21条）	第1章 総則（第1条—第21条）
第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）	第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）
第3章 小規模保育事業	第3章 小規模保育事業
第1節 小規模保育事業の区分（第27条）	第1節 小規模保育事業の区分（第27条）
第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）	第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）
第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）	第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）
第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）	第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）
第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）	第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）
<u>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</u>	<u>第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）</u>
<u>第6章 雑則（第49条）</u>	
附則	附則
（家庭的保育事業者等の一般原則）	（家庭的保育事業者等の一般原則）
第5条 （略）	第5条 （略）
2～4 （略）	2～4 （略）
5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、 <u>次条第1項第2号</u> 、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、 <u>次条第2号</u> 、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
6 （略）	6 （略）
（保育所等との連携）	（保育所等との連携）
第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、 <u>次条第1項</u> 、 <u>第7条の3第2項</u> 、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児	第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、 <u>第7条第1項</u> 、第14条第1項及び第2項、第15条第1項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児

改正後	改正前
童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条において同じ。</u>）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。<u>以下同じ。</u>）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。<u>以下同じ。</u>）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。<u>以下同じ。</u>）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、<u>離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるもの</u>において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を<u>実施すること。</u> （2） （略） （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> （1） <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> （2） <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じない</u>	童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。<u> </u>）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。<u> </u>）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。<u> </u>）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、<u> </u> <u> </u>連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 （1） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行う</u> <u> </u>こと。 （2） （略） （3） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号<u> </u>において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

改正後	改正前
<u>ようにするための措置が講じられていること。</u> 3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> 4 <u>市は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>（1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>（2） 市が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> 5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> <u>（1） 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u> <u>（2） 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</u> 6 <u>市は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>（1） 市が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要</u>	

改正後	改正前
<u>な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> <u>(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u> <u>7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u> <u>(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u>	
（自動車を運行する場合の所在の確認） 第7条の3 （略） 2 家庭的保育事業者等_____は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。	（自動車を運行する場合の所在の確認） 第7条の3 （略） 2 家庭的保育事業者等<u>（居宅訪問型保育事業者を除く。）</u>は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。
（食事の提供の特例） 第16条 （略） 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 （1）～（3） （略）	（食事の提供の特例） 第16条 （略） 2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。 （1）～（3） （略）

改正後	改正前
<u>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(第24条に規定する家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)</u> (設備及び備品等) 第38条 (略) (連携施設に関する特例) 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。</u> <u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。))については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u> <u>第6章 雑則</u> <u>(電磁的記録)</u> 第49条 <u>家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、</u>	(設備及び備品__) 第38条 (略) (連携施設に関する特例) 第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、<u>第6条第1号</u>及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

改正後	改正前
<u>磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u> 附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等<u>(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)</u>は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、<u>令和12年3月31日</u>までの間、連携施設の確保をしないことができる。	附 則 (連携施設に関する経過措置) 第3条 家庭的保育事業者等_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、<u>施行日から起算して5年を経過する日</u>までの間、連携施設の確保をしないことができる。

議案第45号 （資料）

北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○根拠法令

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣府令第7号）

○改正趣旨

根拠法令の改正により、北秋田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年北秋田市条例第21号）の一部を改正する。

○改正の内容

家庭的保育事業等の実施が今後想定しうることから、所要の規定を整備するものである。主な改正点は以下のとおり。

家庭的保育事業者等（地域型保育事業者）が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、保育の内容に関する支援については、保育所、幼稚園又は認定こども園以外の保育を提供する事業者から確保することも可能とする。

家庭的保育事業者等（地域型保育事業者）が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、代替保育については、市が代替保育に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合においては、連携施設の確保を不要とすることを可能とする。

令和12年3月31日までの間において、連携施設を確保しないことができる経過措置を新たに設ける。

議案第46号

北秋田市国民健康保険条例及び北秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市国民健康保険条例及び北秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年6月13日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を請求することができる期限が経過したことにより、当該手当金に係る事務が廃止されたことから、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市国民健康保険条例及び北秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(北秋田市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 北秋田市国民健康保険条例(平成17年北秋田市条例第117号)の一部を次のように改正する。

附則中第5項の前の見出し及び同項から第7項までを削る。

附則中第8項の前の見出し及び同項から第10項までを削る。

(北秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 北秋田市後期高齢者医療に関する条例(平成20年北秋田市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附則第2条中「昭和32年法律第26条」を「昭和32年法律第26号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(資料) 北秋田市国民健康保険条例及び北秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第1条関係】 北秋田市国民健康保険条例（平成17年北秋田市条例第117号）の一部改正

改正後	改正前
附 則	附 則 <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u> 5 <u>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u> 6 <u>傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u> 7 <u>傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u> <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u> 8 <u>新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷</u>

改正後	改正前
	<u>病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第6項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u> <u>9 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u> <u>10 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u>

(資料) 北秋田市国民健康保険条例及び北秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

【第2条関係】 北秋田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年北秋田市条例第12号）の一部改正

改正後	改正前
(本市において行う事務) 第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8)</u> (略) 附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（<u>昭和32年法律第26号</u>）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	(本市において行う事務) 第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) (略) <u>(8) 広域連合条例附則第43条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>(9)</u> (略) 附 則 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（<u>昭和32年法律第26条</u>）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

議案第46号 資料

北秋田市国民健康保険条例及び北秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正概要

新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し、同感染症に係る被保険者等へ支給する傷病手当金について、北秋田市国民健康保険給付規則に定める期日としている令和5年5月7日から請求期限である2年が経過したことから、傷病手当金の支給に係る規定を削除するもの。

2 改正条例

上記改正概要により、北秋田市国民健康保険条例（平成17年北秋田市条例第117号）及び北秋田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年北秋田市条例第12号）の一部を改正する。

3 改正内容

（北秋田市国民健康保険条例の一部改正）

附則第5項の前の見出しから第10項までの傷病手当金の支給に係る規定を削除する。

（北秋田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条中第8号の本市において行う事務の部分を削除し、第9号を第8号とする。

4 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 47 号

北秋田市営スキー場条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市営スキー場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 13 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

北秋田市営湯口内スキー場及び北秋田市営松森スキー場の 2 施設を廃止するため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市営スキー場条例の一部を改正する条例

北秋田市営スキー場条例（平成 17 年北秋田市条例第 269 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中北秋田市営湯口内スキー場の項及び北秋田市営松森スキー場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(資料) 北秋田市営スキー場条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
北秋田市営薬師山スキー場	北秋田市今泉字鳥越13番地1から4	北秋田市営薬師山スキー場	北秋田市今泉字鳥越13番地1から4
北秋田市営高津森クロスカントリーコース	北秋田市阿仁鍵ノ滝字鍵ノ滝79番地18外	北秋田市営湯口内スキー場	北秋田市阿仁水無字湯口内298番地2外
北秋田市営森吉山阿仁スキー場	北秋田市阿仁鍵ノ滝字鍵ノ滝79番地2外	北秋田市営松森スキー場	北秋田市阿仁幸屋渡字山根46番地7外
		北秋田市営高津森クロスカントリーコース	北秋田市阿仁鍵ノ滝字鍵ノ滝79番地18外
		北秋田市営森吉山阿仁スキー場	北秋田市阿仁鍵ノ滝字鍵ノ滝79番地2外

議案第 48 号

北秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

北秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 13 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

水道事業の持続可能な事業運営を図りながら、使用者への安定給水を確保することを目的に、鷹巣上水道、森吉上水道、合川上水道並びに簡易水道及び小規模水道に係る料金を改定するため、所要の規定の整備を行うものである。

北秋田市条例第 号

北秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

北秋田市水道事業給水条例（平成17年北秋田市条例第274号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第27条関係）

1 鷹巣上水道（川口、小ヶ田並びに大館能代空港及び周辺区域を除く。）

用途	口径 (mm)	基本料金（1 か月につき）		超過料金（1 m ³ につき）
		基本水量	料金	
一般家事用	13以上	10m ³	1,782.00円	11m ³ 以上20m ³ 以下の分 165.00円
				21m ³ 以上の分 198.00円
営業用・官公署学 校用・工場用	13以上 20以下	10m ³	1,782.00円	11m ³ 以上20m ³ 以下の分 165.00円
				21m ³ 以上の分 198.00円
	25以上 40以下	20m ³	3,443.00円	198.00円
営業用・工場用	50以上	50m ³	10,351.00円	198.00円
官公署学校用	50以上	50m ³	9,625.00円	198.00円
浴場用	13以上	10m ³	1,782.00円	11m ³ 以上20m ³ 以下の分 165.00円
				21m ³ 以上の分 198.00円
臨時用	13以上	1 m ³	484.00円	242.00円
プール用	13以上	10m ³	2,090.00円	121.00円
備考	浴場用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定により統制額の指定を受けた公衆浴場をいう。			

2 鷹巣上水道の一部（川口、小ヶ田並びに大館能代空港及び周辺区域）、森吉上水道、合川上水道並びに簡易水道及び小規模水道

基本料金（1 か月につき）		超過料金（1 m ³ につき）	
基本水量	料金	11m ³ 以上 20m ³ 以下の分	21m ³ 以上の分
10m ³	2,332.00円	264.00円	297.00円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の北秋田市水道事業給水条例別表の規定は、令和8年7月分の料金から適用し、令和8年6月分までの料金については、なお従前の例による。

(令和11年6月分までにおける料金に関する特例)

3 令和8年7月分から令和11年6月分までにおける次の各号に掲げる料金は、この条例による改正後の北秋田市水道事業給水条例別表に規定する額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減じて得た額とする。

(1) 鷹巣上水道(川口、小ヶ田並びに大館能代空港及び周辺区域を除く。)における一般家事用の基本料金 430円

(2) 鷹巣上水道の一部(川口、小ヶ田並びに大館能代空港及び周辺区域)、森吉上水道、合川上水道並びに簡易水道及び小規模水道における基本料金で、一般家庭における使用に係るもの 395円

(その他)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

(資料) 北秋田市水道事業給水条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前					
別表（第27条関係） 1 鷹巣上水道（川口、小ヶ田並びに大館能代空港及び周辺区域を除く。）					別表（第27条関係） 1 鷹巣上水道（川口、小ヶ田並びに大館能代空港及び周辺区域を除く。）					
用途	口径 (mm)	基本料金（1 か月につき）		超過料金 (1 m ³ につき)	用途	口径 (mm)	基本料金（1 か月につき）		超過料金 (1 m ³ につき)	
		基本水量	料金				基本水量	料金		
一般家事用	13以上	10m ³	1,782.00円	11m ³ 以上20m ³ 以下の分	一般家事用	13以上	10m ³	1,353.00円	121.00円	
				165.00円						
				21m ³ 以上の分						
				198.00円						
営業用・官公署 学校用・工場用	13以上 20以下	10m ³	1,782.00円	11m ³ 以上20m ³ 以下の分	営業用	13	10m ³	1,463.00円	132.00円	
				165.00円						
				21m ³ 以上の分						
				198.00円						
	25以上 40以下	20m ³	3,443.00円	198.00円		20～40	20m ³	2,772.00円	132.00円	
営業用・工場用	50以上	50m ³	10,351.00円	198.00円		50以上	50m ³	7,810.00円	132.00円	
官公署学校用	50以上	50m ³	9,625.00円	198.00円	官公署学校用	13	10m ³	1,353.00円	121.00円	
浴場用	13以上	10m ³	1,782.00円	11m ³ 以上20m ³ 以下の分	浴場用	13以上	100m ³	11,792.00円	77.00円	
				165.00円						
				21m ³ 以上の分						
				198.00円						
臨時用	13以上	1 m ³	484.00円	242.00円	工場用	13以上	100m ³	11,792.00円	121.00円	
プール用	13以上	10m ³	2,090.00円	121.00円	臨時用	13以上	1 m ³	363.00円	165.00円	
備考				浴場用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定により統制額の指定を受けた公衆浴場をいう。	備考				浴場用とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）の規定により統制額の指定を受けた公衆浴場をいう。	

改正後				改正前		
2 鷹巣上水道の一部（川口、小ヶ田並びに大館能代空港及び周辺区域）、森吉上水道、合川上水道並びに簡易水道及び小規模水道				2 鷹巣上水道の一部（川口、小ヶ田並びに大館能代空港及び周辺区域）、森吉上水道、合川上水道並びに簡易水道及び小規模水道		
基本料金（1 か月につき）		超過料金（1 m ³ につき）		基本料金（1 か月につき）		超過料金 (10m ³ を超える分 1 m ³ につき)
基本水量	料金	11m ³ 以上 20m ³ 以下の分	21m ³ 以上の分	使用水量	料金	
10m ³	2,332.00円	264.00円	297.00円	10m ³ まで	1,936.00円	220.00円

議案第 49 号

令和 7 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 3 2, 9 3 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 1 4 6, 0 6 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 1 3 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,721,947	179,470	2,901,417
	2 国庫補助金	1,279,602	179,470	1,459,072
16 県支出金		1,503,307	19,230	1,522,537
	1 県負担金	719,479	3,750	723,229
	2 県補助金	663,702	14,933	678,635
	3 県委託金	120,126	547	120,673
17 財産収入		81,265	△466	80,799
	1 財産運用収入	61,646	△466	61,180
18 寄附金		1,500,001	100	1,500,101
	1 寄附金	1,500,001	100	1,500,101
19 繰入金		1,619,125	264,140	1,883,265
	2 基金繰入金	1,582,333	264,140	1,846,473
21 諸収入		618,921	12,657	631,578
	5 雑入	357,979	12,657	370,636
22 市債		1,555,000	57,800	1,612,800
	1 市債	1,555,000	57,800	1,612,800
歳入合計		24,613,136	532,931	25,146,067

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		175,254	△4,893	170,361
	1 議会費	175,254	△4,893	170,361
2 総務費		3,247,172	△76,307	3,170,865
	1 総務管理費	2,843,053	△93,371	2,749,682
	2 徴税費	151,004	10,064	161,068
	3 戸籍住民基本台帳費	83,742	6,397	90,139
	5 統計調査費	26,055	557	26,612
	6 監査委員費	18,427	46	18,473
3 民生費		6,235,133	170,833	6,405,966
	1 社会福祉費	3,855,553	117,314	3,972,867
	2 児童福祉費	1,823,123	40,050	1,863,173
	3 生活保護費	548,208	8,470	556,678
	4 災害救助費	1	4,999	5,000
4 衛生費		2,624,719	63,481	2,688,200
	1 保健費	395,532	42,919	438,451
	2 衛生費	150,695	9,825	160,520
	5 病院費	1,110,448	10,737	1,121,185
5 労働費		18,705	18,000	36,705

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労 働 諸 費	18,705	18,000	36,705
6 農 林 水 産 業 費		1,175,499	23,615	1,199,114
	1 農 業 費	695,274	17,168	712,442
	2 林 業 費	479,075	6,447	485,522
7 商 工 費		1,387,583	247,994	1,635,577
	1 商 工 費	1,387,583	247,994	1,635,577
8 土 木 費		3,086,885	△14,077	3,072,808
	1 土 木 管 理 費	102,258	△2,096	100,162
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,831,828	△2,705	1,829,123
	4 都 市 計 画 費	95,130	△6,730	88,400
	6 公 共 下 水 道 費	684,870	△2,546	682,324
9 消 防 費		1,146,618	37,956	1,184,574
	1 消 防 費	1,146,618	37,956	1,184,574
10 教 育 費		2,150,237	66,198	2,216,435
	1 教 育 総 務 費	500,286	6,546	506,832
	2 小 学 校 費	243,227	5,212	248,439
	3 中 学 校 費	139,064	108	139,172
	4 義 務 教 育 学 校 費	33,617	△4,745	28,872

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社 会 教 育 費	719,605	△11,075	708,530
	6 保 健 体 育 費	514,438	70,152	584,590
11 災 害 復 旧 費		307,942	131	308,073
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	48,698	77	48,775
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	241,822	54	241,876
歳 出 合 計		24,613,136	532,931	25,146,067

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
北 秋 田 市 営 森 吉 山 阿 仁 ス キ ー 場 指 定 管 理 料	令和8年度 ～ 令和12年度	千円 153,220
北秋田市打当温泉マタギの湯・北秋田市ふるさとセンター (マタギ資料館)・北秋田市農業者健康管理施設指定管理料	令和8年度 ～ 令和10年度	85,203
北 秋 田 市 農 林 水 産 物 直 売 ・ 食 材 供 給 施 設 (道 の 駅 あ に) 指 定 管 理 料	令和8年度 ～ 令和10年度	14,811
北 秋 田 市 ク ウ ィ ン ス 森 吉 指 定 管 理 料	令和8年度 ～ 令和10年度	77,616
北秋田市コンベンションホール四季美館指定管理料	令和8年度 ～ 令和10年度	24,810

第3表 地方債補正

追加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道 の 駅 た か の す 整 備 事 業	千円 43,300	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
大 太 鼓 の 館 整 備 事 業	14,500	〃	〃	〃

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,721,947	179,470	2,901,417
16 県支出金	1,503,307	19,230	1,522,537
17 財産収入	81,265	△466	80,799
18 寄附金	1,500,001	100	1,500,101
19 繰入金	1,619,125	264,140	1,883,265
21 諸収入	618,921	12,657	631,578
22 市債	1,555,000	57,800	1,612,800
歳入合計	24,613,136	532,931	25,146,067

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 議 会 費	175,254	△4,893	170,361				△4,893	
2 総 務 費	3,247,172	△76,307	3,170,865	9,066		4,300	△89,673	
3 民 生 費	6,235,133	170,833	6,405,966	114,975			55,858	
4 衛 生 費	2,624,719	63,481	2,688,200	146			63,335	
5 労 働 費	18,705	18,000	36,705				18,000	
6 農 林 水 産 業 費	1,175,499	23,615	1,199,114	3,000			20,615	
7 商 工 費	1,387,583	247,994	1,635,577	59,645	57,800	△466	131,015	
8 土 木 費	3,086,885	△14,077	3,072,808				△14,077	
9 消 防 費	1,146,618	37,956	1,184,574	11,250			26,706	
10 教 育 費	2,150,237	66,198	2,216,435	618		8,457	57,123	
11 災 害 復 旧 費	307,942	131	308,073				131	
歳 出 合 計	24,613,136	532,931	25,146,067	198,700	57,800	12,291	264,140	

2 歳 入

15款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	206, 263	116, 617	322, 880	1. 総務管理費補助金	111, 579	デジタル基盤改革支援補助金 3, 481 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 108, 098
				2. 戸籍住民基本台帳費補助金	5, 038	個人番号カード交付事務費補助金 259 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4, 779
2. 民生費国庫補助金	423, 527	3, 062	426, 589	1. 社会福祉費補助金	1, 850	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1, 144 障害者総合支援事業費補助金 706
				2. 児童福祉費補助金	1, 212	就学前教育・保育施設整備交付金 1, 212
3. 衛生費国庫補助金	6, 600	146	6, 746	1. 保健費補助金	146	疾病予防対策事業費等補助金 146
4. 商工費国庫補助金	5, 347	59, 645	64, 992	1. 商工費補助金	59, 645	新しい地方経済・生活環境創生交付金 53, 215 地域における受入環境整備促進事業補助金 6, 430
計	1, 279, 602	179, 470	1, 459, 072			

16款 県支出金

1 項 県負担金

1. 民生費県負担金	719, 273	3, 750	723, 023	4. 災害弔慰金等負担金	3, 750	災害弔慰金等負担金 3, 750
計	719, 479	3, 750	723, 229			

16款 県支出金

2 項 県補助金

2. 民生費県補助金	227, 202	65	227, 267	3. 児童福祉費補助金	65	すこやか子育て支援事業費補助金 65
4. 農林水産業費県補助金	325, 320	3, 000	328, 320	2. 林業費補助金	3, 000	鳥獣被害防止総合対策交付金 3, 000
7. 消防費県補助金	504	11, 250	11, 754	1. 消防費補助金	11, 250	道の駅等災害対応力強化支援事業費補助金 11, 250
8. 教育費県補助金	6, 558	618	7, 176	1. 学校教育費補助金	618	校内教育支援センター支援員配置事業費補助金 618
計	663, 702	14, 933	678, 635			

16款 県支出金

3 項 県委託金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費委託金	105,025	547	105,572	5. 統計調査費委託金	547	統計調査事務委託金 547
計	120,126	547	120,673			

17款 財産収入

1 項 財産運用収入

1. 財産貸付収入	47,762	△466	47,296	2. 物品貸付収入	△466	物品貸付収入 △466
計	61,646	△466	61,180			

18款 寄附金

1 項 寄附金

2. 教育費寄附金	0	100	100	1. 中学校費寄附金	100	中学校費寄附金 100
計	1,500,001	100	1,500,101			

19款 繰入金

2 項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	1,126,556	264,140	1,390,696	1. 財政調整基金繰入金	264,140	財政調整基金繰入金 264,140
計	1,582,333	264,140	1,846,473			

21款 諸収入

5 項 雑入

3. 雑入	357,977	12,657	370,634	1. 雑入	12,657	コミュニティ助成事業助成金 4,300 文化会館自主公演入場料 △1,320 スポーツ振興くじ助成金 9,677
計	357,979	12,657	370,636			

22款 市債

1 項 市債

5. 商工債	178,700	57,800	236,500	1. 過疎対策事業債	14,500	過疎対策事業債 14,500
				2. 一般補助施設整備等事業債	43,300	一般補助施設整備等事業債 43,300
計	1,555,000	57,800	1,612,800			
歳入合計	24,613,136	532,931	25,146,067			

3 歳 出

1 款 議会費

1項 議会費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 議会費	175,254	△4,893	170,361				△4,893	2. 給料	△2,379	一般職給	△2,379
								3. 職員手当等	△1,563	扶養手当	△396
										住居手当	324
										通勤手当	24
										期末手当	△820
										勤勉手当	△653
								4. 共済費	△951	寒冷地手当	△42
共済組合負担金	△786										
		退職手当負担金	△165								
計	175,254	△4,893	170,361				△4,893				

2款 総務費

1 項 総務管理費

1. 一般管理費	598, 792	△163, 753	435, 039				△163, 753	2. 給料	△95, 922	一般職給	△95, 922
								3. 職員手当等	△34, 199	扶養手当	190
										住居手当	△1, 144
										通勤手当	△3, 559
										期末手当	△15, 176
										勤勉手当	△12, 791
										寒冷地手当	△1, 894
										児童手当	150
										地域手当	25
								4. 共済費	△33, 632	共済組合負担金	△28, 511
		退職手当負担金	△5, 121								
4. 財政管理費	71, 132	3, 018	74, 150				3, 018	2. 給料	300	一般職給	300
								3. 職員手当等	1, 940	扶養手当	612
										通勤手当	205
										期末手当	274
										勤勉手当	269
										寒冷地手当	100

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
										児童手当 480
								4. 共済費	778	共済組合負担金 751 退職手当負担金 27
5. 会計管理費	38,834	10,849	49,683				10,849	1. 報酬	1,000	会計年度任用職員報酬 1,000
								2. 給料	5,212	一般職給 5,212
								3. 職員手当等	2,592	通勤手当 24 期末手当 1,352 勤勉手当 1,159 寒冷地手当 57
								4. 共済費	1,975	共済組合負担金 1,600 退職手当負担金 375
								8. 旅費	70	費用弁償 70
6. 財産管理費	143,299	33,424	176,723				33,424	2. 給料	△2,806	一般職給 △2,806
								3. 職員手当等	△1,490	住居手当 △324 期末手当 △582 勤勉手当 △527 寒冷地手当 △57
								4. 共済費	△1,171	共済組合負担金 △973 退職手当負担金 △198
								14. 工事請負費	38,891	工事請負費 38,891
7. 地籍調査費	18,347	495	18,842				495	12. 委託料	495	街区基準点標高変換委託 495
8. 企画費	808,811	216	809,027				216	3. 職員手当等	99	勤勉手当 99
								4. 共済費	109	共済組合負担金 109
								18. 負担金、補助及び交付金	8	秋田県山村・過疎地域振興協議会負担金 8
9. 自治振興費	53,016	8,136	61,152			4,300	3,836	2. 給料	1,389	一般職給 1,389
								3. 職員手当等	413	住居手当 336 期末手当 △67 勤勉手当 △78 寒冷地手当 57

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
										児童手当 165
								4. 共済費	△26	共済組合負担金 7 退職手当負担金 △33
								18. 負担金、補助 及び交付金	6,360	自治会館整備事業補助金 755 防犯街灯設置補助金 1,305 コミュニティ助成事業補助金 4,300
11. 秋田内陸線 対策費	158,151	△712	157,439				△712	2. 給料	△197	一般職給 △197
								3. 職員手当等	△407	通勤手当 51 期末手当 △234 勤勉手当 △224
								4. 共済費	△108	共済組合負担金 △96 退職手当負担金 △12
12. 合川総合窓 口センター 費	48,624	12,304	60,928				12,304	2. 給料	6,190	一般職給 6,190
								3. 職員手当等	3,761	扶養手当 109 住居手当 270 通勤手当 155 期末手当 1,533 勤勉手当 1,316 寒冷地手当 198 児童手当 180
								4. 共済費	2,353	共済組合負担金 1,874 退職手当負担金 479
13. 森吉総合窓 口センター 費	100,301	2,727	103,028				2,727	2. 給料	1,799	一般職給 1,799
								3. 職員手当等	320	扶養手当 △258 住居手当 27 通勤手当 120 期末手当 87 勤勉手当 183 寒冷地手当 41 児童手当 120

2 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								4. 共済費	608	共済組合負担金 退職手当負担金	474 134
14. 阿仁総合窓 口センター 費	113, 820	△3, 256	110, 564				△3, 256	2. 給料	28	一般職給	28
								3. 職員手当等	△3, 371	扶養手当	△1, 327
										住居手当	△324
										通勤手当	△44
										期末手当	△502
										勤勉手当	△202
								寒冷地手当	△132		
								児童手当	△840		
								4. 共済費	△435	共済組合負担金 退職手当負担金	△401 △34
								10. 需用費	522	修繕料	522
15. 電算費	374, 376	3, 181	377, 557	3, 481			△300	2. 給料	41	一般職給	41
								3. 職員手当等	△343	扶養手当	△174
										通勤手当	△35
										期末手当	△30
										勤勉手当	58
										寒冷地手当	△42
								児童手当	△120		
								4. 共済費	2	共済組合負担金 退職手当負担金	△3 5
								12. 委託料	3, 481	標準準拠システム移行作業委託	3, 481
計	2, 843, 053	△93, 371	2, 749, 682	3, 481		4, 300	△101, 152				

2 款 総務費

2 項 徴税費

1. 税務総務費	123,668	2,397	126,065				2,397	2. 給料	995	一般職給 995
								3. 職員手当等	626	扶養手当 283 住居手当 120 通勤手当 179

2 款 総務費

2 項 徴税費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
										期末手当 144 勤勉手当 203 寒冷地手当 42 児童手当 △345
								4. 共済費	776	共済組合負担金 698 退職手当負担金 78
2. 徴税費	27,336	7,667	35,003				7,667	2. 給料	4,041	一般職給 4,041
								3. 職員手当等	2,084	扶養手当 138 住居手当 294 通勤手当 △62 期末手当 714 勤勉手当 603 寒冷地手当 157 児童手当 240
								4. 共済費	1,542	共済組合負担金 1,252 退職手当負担金 290
計	151,004	10,064	161,068				10,064			

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	83,742	6,397	90,139	5,038			1,359	2. 給料	3,955	一般職給 3,955
								3. 職員手当等	1,138	扶養手当 △138 住居手当 △324 通勤手当 109 期末手当 773 勤勉手当 813 寒冷地手当 25 児童手当 △120
								4. 共済費	1,304	共済組合負担金 1,017 退職手当負担金 287
計	83,742	6,397	90,139	5,038			1,359			

2 款 総務費

5 項 統計調査費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 統計調査総務費	7,007	10	7,017				10	3. 職員手当等	10	勤勉手当	10
2. 指定統計調査費	19,048	547	19,595	547				1. 報酬	738	非常勤職員報酬	1,346
										会計年度任用職員報酬	△608
								3. 職員手当等	△267	期末手当	△137
										勤勉手当	△130
								8. 旅費	△5	費用弁償	△5
								10. 需用費	1	食糧費	1
				11. 役務費	56	通信運搬費	56				
				14. 工事請負費	24	工事請負費	24				
計	26,055	557	26,612	547			10				

2 款 総務費

6 項 監査委員費

1. 監査委員費	18,427	46	18,473				46	3. 職員手当等	41	勤勉手当 41
								4. 共済費	5	共済組合負担金 5
計	18,427	46	18,473				46			

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	133,761	108,082	241,843	108,098			△16	1. 報酬	636	会計年度任用職員報酬 636
								2. 給料	98	一般職給 98
								3. 職員手当等	548	扶養手当 △234 通勤手当 46 期末手当 381 勤勉手当 397 寒冷地手当 △42
								4. 共済費	△9	共済組合負担金 △41 退職手当負担金 32
								8. 旅費	60	費用弁償 60
								10. 需用費	909	消耗品費 524 印刷製本費 385

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
								11. 役務費	1,470	通信運搬費 手数料	789 681
								13. 使用料及び賃借料	40	印刷機借上料	40
								19. 扶助費	104,330	扶助費	104,330
2. 老人福祉費	1,200,113	9,455	1,209,568				9,455	2. 給料	3,422	一般職給	3,422
								3. 職員手当等	998	期末手当	481
										勤勉手当	460
										寒冷地手当	57
								4. 共済費	1,174	共済組合負担金	926
										退職手当負担金	248
								10. 需用費	3	消耗品費	3
								18. 負担金、補助及び交付金	2,300	外国人介護人材定着奨励金	2,300
27. 繰出金	1,558	介護保険特別会計繰出金	1,558								
3. 障害者福祉費	1,347,222	1,435	1,348,657	706			729	12. 委託料	1,413	障がい者福祉システム改修委託	1,413
								22. 償還金、利子及び割引料	22	過年度分返還金	22
5. 国民健康保険事業費	296,681	△1,658	295,023				△1,658	27. 繰出金	△1,658	国民健康保険特別会計繰出金	△1,658
計	3,855,553	117,314	3,972,867	108,804			8,510				

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	139,020	393	139,413				393	1. 報酬	208	委員報酬 208
								2. 給料	△185	一般職給 △185
								3. 職員手当等	202	扶養手当 54 住居手当 246 通勤手当 △69 期末手当 △230 勤勉手当 △32

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明		
				特 定 財 源				区 分	金 額			
				国県支出金	地方債	その他						
										寒冷地手当 58 児童手当 175		
								4. 共済費	143	共済組合負担金 148 退職手当負担金 △5		
								8. 旅費	16	費用弁償 16		
								10. 需用費	9	食糧費 9		
2. 児童措置費	1, 193, 888	1, 972	1, 195, 860	1, 277			695	18. 負担金、補助及び交付金	1, 972	すこやか子育て支援事業副食材料費補助金 154 就学前教育・保育施設整備事業費補助金 1, 818		
4. 児童福祉施設費	252, 278	37, 585	289, 863				37, 585	2. 給料	19, 155	一般職給 21, 769 会計年度任用職員 △2, 614		
								3. 職員手当等	10, 431	扶養手当 534 住居手当 324 通勤手当 718 時間外勤務手当 △100 期末手当 4, 208 勤勉手当 3, 620 寒冷地手当 377 児童手当 750		
										4. 共済費	7, 540	共済組合負担金 6, 141 退職手当負担金 1, 399
										8. 旅費	459	費用弁償 459
6. 児童クラブ費	191, 073	100	191, 173				100	8. 旅費	100	費用弁償 100		
計	1, 823, 123	40, 050	1, 863, 173	1, 277			38, 773					

3 款 民生費

3 項 生活保護費

1. 生活保護総務費	50,676	8,470	59,146	1,144			7,326	2. 給料	3,140	一般職給 3,140
								3. 職員手当等	2,488	扶養手当 474 住居手当 270 期末手当 595

3 款 民生費

3 項 生活保護費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
										勤勉手当 450
										寒冷地手当 99
										児童手当 600
								4. 共済費	1,214	共済組合負担金 988
										退職手当負担金 226
								12. 委託料	1,628	生活保護システム改修委託 1,628
計	548,208	8,470	556,678	1,144			7,326			

3 款 民生費

4 項 災害救助費

1. 災害救助費	1	4,999	5,000	3,750			1,249	19. 扶助費	4,999	扶助費 4,999
計	1	4,999	5,000	3,750			1,249			

4 款 衛生費

1 項 保健費

1. 保健総務費	203,811	9,283	213,094				9,283	2. 給料	4,622	一般職給 4,622
								3. 職員手当等	2,410	扶養手当 53
										住居手当 324
										管理職手当 324
										期末手当 806
										勤勉手当 763
										寒冷地手当 140
								4. 共済費	2,251	共済組合負担金 1,825
										退職手当負担金 426
2. 保健事業費	87,636	0	87,636	73			△73			
3. 予防費	58,529	33,555	92,084	73			33,482	12. 委託料	33,555	予防接種委託 33,555
4. 母子保健事業費	34,656	81	34,737				81	7. 報償費	64	謝礼 64
								8. 旅費	5	費用弁償 5
								10. 需用費	12	消耗品費 12
計	395,532	42,919	438,451	146			42,773			

4 款 衛生費

2 項 衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 環境衛生総務費	128,386	9,398	137,784				9,398	2. 給料	5,189	一般職給	5,189
								3. 職員手当等	2,038	扶養手当	△276
										住居手当	324
										通勤手当	85
										期末手当	1,184
										勤勉手当	1,086
										寒冷地手当	115
										児童手当	△480
4. 共済費	2,171	共済組合負担金	1,795								
								退職手当負担金	376		
4. 斎場管理費	17,487	427	17,914				427	10. 需用費	427	修繕料	427
計	150,695	9,825	160,520				9,825				

4 款 衛生費

5 項 病院費

1. 病院事業費	897,337	124	897,461				124	3. 職員手当等	107	勤勉手当 107
								4. 共済費	17	共済組合負担金 17
2. 診療所費	213,111	10,613	223,724				10,613	27. 繰出金	10,613	国民健康保険合川診療所特別会計繰出金 3,274
										阿仁診療所特別会計繰出金 10,454
										米内沢診療所特別会計繰出金 △3,115
計	1,110,448	10,737	1,121,185				10,737			

5 款 労働費

1 項 労働諸費

1. 労働諸費	16,001	18,000	34,001				18,000	18. 負担金、補助及び交付金	18,000	外国人就労者確保支援事業補助金 18,000
計	18,705	18,000	36,705				18,000			

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

2. 農業総務費	85,162	12,384	97,546				12,384	2. 給料	5,484	一般職給 5,484
								3. 職員手当等	4,443	扶養手当 612
										住居手当 △324

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
										通勤手当 602 期末手当 1,474 勤勉手当 1,380 寒冷地手当 99 児童手当 600
								4. 共済費	2,457	共済組合負担金 2,059 退職手当負担金 398
5. 畜産業費	25,977	4,784	30,761				4,784	10. 需用費	4,704	修繕料 4,704
								12. 委託料	80	種雄牛運搬委託 80
計	695,274	17,168	712,442				17,168			

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

1. 林業総務費	49,740	3,447	53,187				3,447	2. 給料	1,812	一般職給 1,812
								3. 職員手当等	792	扶養手当 6 通勤手当 120 期末手当 301 勤勉手当 324 寒冷地手当 41
								4. 共済費	843	共済組合負担金 710 退職手当負担金 133
2. 林業振興費	360,279	3,000	363,279	3,000				18. 負担金、補助及び交付金	3,000	鳥獣被害防止総合対策交付金 3,000
計	479,075	6,447	485,522	3,000			3,447			

7 款 商工費

1 項 商工費

1. 商工総務費	80,420	6,345	86,765				6,345	2. 給料	3,951	一般職給 3,951
								3. 職員手当等	785	扶養手当 △768 住居手当 313 通勤手当 107 管理職手当 324

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
										期末手当 715 勤勉手当 849 寒冷地手当 15 児童手当 △770
							4. 共済費	1,609	共済組合負担金 1,321 退職手当負担金 288	
4. 企業誘致対策費	95,247	6,060	101,307				6,060	18. 負担金、補助及び交付金	6,060	固定資産取得経費助成金 6,060
5. 観光費	218,736	13,789	232,525				13,789	2. 給料	4,966	一般職給 4,966
								3. 職員手当等	3,673	扶養手当 579
										住居手当 △396
										通勤手当 △19
										管理職手当 324
										期末手当 1,129
										勤勉手当 1,023
										寒冷地手当 83
										児童手当 590
										単身赴任手当 360
4. 共済費	1,940	共済組合負担金 1,577 退職手当負担金 363								
12. 委託料	1,210	宿泊施設誘致調査支援委託 1,210								
18. 負担金、補助及び交付金	2,000	花火大会補助金 2,000								
6. 観光施設費	214,159	203,581	417,740	53,215	57,800	△466	93,032	7. 報償費	258	謝礼 258
								8. 旅費	1,635	費用弁償 833 職員旅費 802
										10. 需用費
								12. 委託料	180,962	民間事業者参入意向調査委託 15,092 耐震診断委託 5,158 大太鼓の館基本設計・実施設計委託 34,903

7 款 商工費

1 項 商工費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
										道の駅たかのす基本設計・実施設計委託 111,522 地質調査委託 8,360 用地取得委託 2,143 大店立地法届出委託 3,300 分筆登記委託 484 16. 公有財産 購入費 10,100 土地購入費 10,100 17. 備品購入費 1,624 ガステーブル 344 スチームコンベクションオープン 1,280 18. 負担金、補助 及び交付金 1,314 太平湖遊覧船事業補助金 1,314
7. 森吉山スキー場開発対策費	124,479	18,219	142,698	6,430			11,789	12. 委託料	11,204	貸切バス運行委託 3,234 駐車場等警備委託 3,861 案内看板設置委託 495 駐車場除排雪作業委託 3,102 貸切バス添乗案内委託 347 PRチラシ作成委託 165 14. 工事請負費 7,015 工事請負費 7,015
計	1,387,583	247,994	1,635,577	59,645	57,800	△466	131,015			

8 款 土木費

1 項 土木管理費

1. 土木管理総務費	102,258	△2,096	100,162				△2,096	2. 給料	△1,455	一般職給 △1,455
								3. 職員手当等	△336	扶養手当 336 住居手当 12 通勤手当 △35 期末手当 △536 勤勉手当 △395 寒冷地手当 42 児童手当 240

8 款 土木費

1 項 土木管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
								4. 共済費	△305	共済組合負担金 退職手当負担金
計	102, 258	△2, 096	100, 162				△2, 096			△210 △95

8 款 土木費

2 項 道路橋りょう費

3. 道路新設改良費	138,849	△2,705	136,144				△2,705	2. 給料	△760	一般職給	△760
								3. 職員手当等	△1,665	扶養手当	△534
										住居手当	△120
										期末手当	△309
										勤勉手当	△164
										寒冷地手当	△58
										児童手当	△480
								4. 共済費	△280	共済組合負担金 退職手当負担金	△227 △53
計	1,831,828	△2,705	1,829,123				△2,705				

8 款 土木費

4 項 都市計画費

1. 都市計画総務費	67,502	△6,730	60,772				△6,730	2. 給料	△3,165	一般職給	△3,165
								3. 職員手当等	△2,085	扶養手当	△276
										通勤手当	△85
										期末手当	△789
										勤勉手当	△596
										寒冷地手当	△99
										児童手当	△240
								4. 共済費	△1,480	共済組合負担金 退職手当負担金	△1,259 △221
計	95,130	△6,730	88,400				△6,730				

8款 土木費

6項 公共下水道費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 公共下水道費	684, 870	△2, 546	682, 324				△2, 546	23. 投資及び出資金	△2, 546	下水道事業出資金	△2, 546
計	684, 870	△2, 546	682, 324				△2, 546				

9款 消防費

1 項 消防費

1. 常備消防費	978, 137	22, 566	1, 000, 703				22, 566	2. 給料	11, 742	一般職給	11, 742
								3. 職員手当等	2, 489	扶養手当	△732
										住居手当	656
										通勤手当	△508
										期末手当	1, 202
										勤勉手当	1, 382
										寒冷地手当	369
										児童手当	120
4. 共済費	8, 335	共済組合負担金	7, 792								
		退職手当負担金	543								
2. 非常備消防費	81, 422	△341	81, 081				△341	2. 給料	△116	一般職給	△116
								3. 職員手当等	△55	通勤手当	△35
										期末手当	△29
										勤勉手当	9
										4. 共済費	△170
										退職手当負担金	△8
5. 災害対策費	51, 088	15, 731	66, 819	11, 250			4, 481	10. 需用費	173	消耗品費	173
								17. 備品購入費	15, 558	キッチンシステム	15, 558
計	1, 146, 618	37, 956	1, 184, 574	11, 250			26, 706				

10款 教育費

1 項 教育総務費

2. 事務局費	175,346	2,650	177,996				2,650	1. 報酬	2,739	会計年度任用職員報酬	2,739
								2. 給料	△894	一般職給	△894
								3. 職員手当等	595	扶養手当 住居手当	756 △324

10款 教育費

1 項 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
										通勤手当 △142 管理職手当 156 期末手当 △328 勤勉手当 △139 寒冷地手当 16 児童手当 600
								4. 共済費	210	共済組合負担金 262 退職手当負担金 △52
3. 教育センター費	3,983	1,293	5,276	618			675	1. 報酬	946	会計年度任用職員報酬 946
								3. 職員手当等	282	期末手当 141 勤勉手当 141
								8. 旅費	19	費用弁償 19
								12. 委託料	46	学力調査委託 46
5. 教育助成費	113,269	2,603	115,872				2,603	1. 報酬	1,701	会計年度任用職員報酬 1,701
								3. 職員手当等	419	期末手当 228 勤勉手当 191
								8. 旅費	433	費用弁償 433
								17. 備品購入費	50	AED 50
計	500,286	6,546	506,832	618			5,928			

10款 教育費

2 項 小学校費

2. 学校運営費	147,142	5,212	152,354				5,212	2. 給料	2,749	一般職給 2,749
								3. 職員手当等	1,458	通勤手当 224 期末手当 630 勤勉手当 547 寒冷地手当 57
								4. 共済費	1,005	共済組合負担金 1,005
計	243,227	5,212	248,439				5,212			

10款 教育費

3項 中学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
2. 学校運営費	87,551	108	87,659			100	8	17. 備品購入費	108	学校管理備品	108
計	139,064	108	139,172			100	8				

10款 教育費

4項 義務教育学校費

2. 学校運営費	25,556	△4,745	20,811				△4,745	2. 給料	△2,750	一般職給 △2,750
								3. 職員手当等	△938	通勤手当 △225
										時間外勤務手当 △50
										期末手当 △353
										勤勉手当 △253
										寒冷地手当 △57
								4. 共済費	△1,057	共済組合負担金 △1,057
計	33,617	△4,745	28,872				△4,745			

10款 教育費

5項 社会教育費

1. 社会教育総務費	157,140	△7,639	149,501				△7,639	2. 給料	△4,437	一般職給 △4,437
								3. 職員手当等	△1,844	扶養手当 △162
										住居手当 324
										通勤手当 △4
										管理職手当 △324
										期末手当 △908
										勤勉手当 △803
										寒冷地手当 33
								4. 共済費	△1,358	共済組合負担金 △1,052
										退職手当負担金 △306
2. 文化振興費	145,036	△8,966	136,070				△8,966	1. 報酬	△2,147	会計年度任用職員報酬 △2,147
								2. 給料	△2,004	一般職給 △2,004
								3. 職員手当等	△2,242	期末手当 △1,259
										勤勉手当 △941
										寒冷地手当 △42
								4. 共済費	△1,369	共済組合負担金 △1,052

10款 教育費

5項 社会教育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明									
				特 定 財 源				区 分	金 額										
				国県支出金	地方債	その他													
										退職手当負担金	△317								
								8. 旅費	△442	費用弁償	△283								
										職員旅費	△159								
										10. 需用費	386	消耗品費	△15						
								燃料費	△110										
								印刷製本費	△116										
3. 公民館費	130,689	1,667	132,356				1,667			修繕料	627								
								11. 役務費	△87	手数料	△87								
										13. 使用料及び賃借料	△1,061	自動車借上料	△424						
												物品借上料	△87						
								4. 文化会館費	220,486	0	220,486			△1,320	1,320			宿舍借上料	△550
																8. 旅費	70	費用弁償	70
10. 需用費	1,597	修繕料	1,597																
		7. 報償費	50	謝礼	50														
10. 需用費	△387			消耗品費	△8														
				食糧費	△65														
		5. ふれあいプラザ費	53,840	162	54,002				162			印刷製本費	△314						
11. 役務費	△107									通信運搬費	△5								
										手数料	△102								
										12. 委託料	544	自主事業公演委託	544						
13. 使用料及び賃借料	△100											著作権使用料	△100						
										6. 社会教育施設費	8,248	3,701	11,949				3,701		
10. 需用費	43	燃料費	△48																
		光熱水費	91																
		12. 委託料	499	アスベスト調査委託	499														
計	719,605	△11,075	708,530			△1,320	△9,755			工事請負費	3,159								

10款 教育費

6 項 保健体育費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 保健体育総務費	52, 228	1, 168	53, 396				1, 168	2. 給料	359	一般職給	359
								3. 職員手当等	691	扶養手当	18
										通勤手当	△85
										期末手当	177
										勤勉手当	43
										寒冷地手当	58
										児童手当	480
4. 共済費	118	共済組合負担金	73								
		退職手当負担金	45								
2. 体育館費	60, 381	34, 137	94, 518				34, 137	21. 補償、補填及び賠償金	34, 137	移転補償費	34, 137
3. 保健体育施設費	49, 687	34, 847	84, 534			9, 677	25, 170	10. 需用費	493	消耗品費	350
										修繕料	143
								14. 工事請負費	30, 800	工事請負費	30, 800
								17. 備品購入費	3, 554	3 種公認更新備品	3, 554
計	514, 438	70, 152	584, 590			9, 677	60, 475				

11款 災害復旧費

1 項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設 災害復旧費	16,177	77	16,254				77	2. 給料	371	一般職給	371
								3. 職員手当等	△570	扶養手当	△276
										通勤手当	△86
										期末手当	56
										勤勉手当	94
										寒冷地手当	△58
										児童手当	△300
								4. 共済費	276	共済組合負担金	249
										退職手当負担金	27
計	48,698	77	48,775				77				

11款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 公共土木施設災害復旧費	241, 822	54	241, 876				54	2. 給料	△26	一般職給	△26
								3. 職員手当等	35	通勤手当	34
										期末手当	△6
										勤勉手当	△9
								寒冷地手当	16		
								4. 共済費	45	共済組合負担金	45
計	241, 822	54	241, 876				54				
歳出合計	24, 613, 136	532, 931	25, 146, 067	198, 700	57, 800	12, 291	264, 140				

給 与 費 明 細 書

１．特別職

		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 年間支給率 3.375ヵ月分 (千円)	地域手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	長 等	3	0	25,560	8,269	0	171	86	34,086	13,368	47,454	その他の手当内訳 通勤手当 86 千円
	議 員	18	66,096	0	20,558	0	0	0	86,654	16,697	103,351	
	その他の 特 別 職	1,616	119,432	0	0	0	0	0	119,432	40	119,472	
	計	1,637	185,528	25,560	28,827	0	171	86	240,172	30,105	270,277	
補 正 前	長 等	3	0	25,560	8,269	0	171	86	34,086	13,368	47,454	
	議 員	18	66,096	0	20,558	0	0	0	86,654	16,697	103,351	
	その他の 特 別 職	1,600	117,878	0	0	0	0	0	117,878	40	117,918	
	計	1,621	183,974	25,560	28,827	0	171	86	238,618	30,105	268,723	
比 較	長 等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特 別 職	16	1,554	0	0	0	0	0	1,554	0	1,554	
	計	16	1,554	0	0	0	0	0	1,554	0	1,554	

2. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(387) 440	504,268	1,670,628	1,198,397	3,373,293	763,338	4,136,631	常勤職員 406人
補 正 前	(385) 448	500,001	1,696,714	1,201,864	3,398,579	764,889	4,163,468	
比 較	(2) △ 8	4,267	△ 26,086	△ 3,467	△ 25,286	△ 1,551	△ 26,837	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	48,523	890	22,721	28,723	9,888	99,557	168	2,180	8,200
	補 正 前	49,320	865	21,837	30,913	9,888	99,707	168	2,180	8,200
	比 較	△ 797	25	884	△ 2,190	0	△ 150	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	23,094	42,491	453,456	383,973	30,078	44,095	360		
	補 正 前	23,094	41,687	457,166	384,290	30,249	42,300	0		
	比 較	0	804	△ 3,710	△ 317	△ 171	1,795	360		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(15) 406	0	1,582,424	1,006,643	2,589,067	706,325	3,295,392	
補 正 前	(16) 413	0	1,605,896	1,009,584	2,615,480	707,876	3,323,356	
比 較	(△ 1) △ 7	0	△ 23,472	△ 2,941	△ 26,413	△ 1,551	△ 27,964	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	48,523	890	22,721	27,255	9,888	85,035	22	2,180	8,200
	補 正 前	49,320	865	21,837	29,221	9,888	85,085	22	2,180	8,200
	比 較	△ 797	25	884	△ 1,966	0	△ 50	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	22,998	42,491	359,223	304,754	30,078	42,025	360		
	補 正 前	22,998	41,687	362,754	304,913	30,249	40,365	0		
	比 較	0	804	△ 3,531	△ 159	△ 171	1,660	360		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(372) 34	504,268	88,204	191,754	784,226	57,013	841,239	
補 正 前	(369) 35	500,001	90,818	192,280	783,099	57,013	840,112	
比 較	(3) △ 1	4,267	△ 2,614	△ 526	1,127	0	1,127	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	1,468	0	14,522	146	0	0
	補 正 前	0	0	0	1,692	0	14,622	146	0	0
	比 較	0	0	0	△ 224	0	△ 100	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	96	0	94,233	79,219	0	2,070	0		
	補 正 前	96	0	94,412	79,377	0	1,935	0		
	比 較	0	0	△ 179	△ 158	0	135	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	△ 26,086	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 26,086	退職者分	△ 2,428
				採用者分	8,147
				会計異動その他	△ 29,191
				会計年度任用職員分	△ 2,614
職員手当等	△ 3,467	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 3,467	退職者分	△ 854
				採用者分	2,982
				会計異動その他	△ 5,069
				会計年度任用職員分	△ 526

令和7年度 一般会計補正予算（第3号） 特定財源説明資料

（単位：千円）

歳 出						歳 入					
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金 額	頁	款	項	目	内 容
13	2	1	9	自治振興費	その他	4,300	11	21	5	3	雑入 コミュニティ助成事業助成金 4,300
15	2	1	15	電算費	国県支出金	3,481	10	15	2	1	総務費国庫補助金 デジタル基盤改革支援補助金 3,481
16	2	3	1	戸籍住民基本台帳費	国県支出金	5,038	10	15	2	1	総務費国庫補助金 個人番号カード交付事務費補助金 259 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,779
17	2	5	2	指定統計調査費	国県支出金	547	11	16	3	1	総務費委託金 統計調査事務委託金 547
17	3	1	1	社会福祉総務費	国県支出金	108,098	10	15	2	1	総務費国庫補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 108,098
18	3	1	3	障害者福祉費	国県支出金	706	10	15	2	2	民生費国庫補助金 障害者総合支援事業費補助金 706
19	3	2	2	児童措置費	国県支出金	1,277	10	15	2	2	民生費国庫補助金 就学前教育・保育施設整備交付金 1,212
							10	16	2	2	民生費県補助金 すこやか子育て支援事業費補助金 65
19	3	3	1	生活保護総務費	国県支出金	1,144	10	15	2	2	民生費国庫補助金 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,144
20	3	4	1	災害救助費	国県支出金	3,750	10	16	1	1	民生費県負担金 災害弔慰金等負担金 3,750
20	4	1	2	保健事業費	国県支出金	73	10	15	2	3	衛生費国庫補助金 疾病予防対策事業費等補助金 73（146のうち）
20	4	1	3	予防費	国県支出金	73	10	15	2	3	衛生費国庫補助金 疾病予防対策事業費等補助金 73（146のうち）
22	6	2	2	林業振興費	国県支出金	3,000	10	16	2	4	農林水産業費県補助金 鳥獣被害防止総合対策交付金 3,000
23	7	1	6	観光施設費	国県支出金	53,215	10	15	2	4	商工費国庫補助金 新しい地方経済・生活環境創生交付金 53,215
				地方債		57,800	11	22	1	5	商工債 過疎対策事業債 14,500 一般補助施設整備等事業債 43,300
				その他		△ 466	11	17	1	1	財産貸付収入 物品貸付収入 △466
24	7	1	7	森吉山スキー場開発対策費	国県支出金	6,430	10	15	2	4	商工費国庫補助金 地域における受入環境整備促進事業補助金 6,430
26	9	1	5	災害対策費	国県支出金	11,250	10	16	2	7	消防費県補助金 道の駅等災害対応力強化支援事業費補助金 11,250
27	10	1	3	教育センター費	国県支出金	618	10	16	2	8	教育費県補助金 校内教育支援センター支援員配置事業費補助金 618
28	10	3	2	学校運営費	その他	100	11	18	1	2	教育費寄附金 中学校費寄附金 100
29	10	5	4	文化会館費	その他	△ 1,320	11	21	5	3	雑入 文化会館自主公演入場料 △1,320
30	10	6	3	保健体育施設費	その他	9,677	11	21	5	3	雑入 スポーツ振興くじ助成金 9,677

議案第 50 号

令和 7 年度 北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 6 5 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 1 2 9, 9 8 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 1 3 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		296,682	△1,658	295,024
	1 他会計繰入金	296,681	△1,658	295,023
歳入合計		3,131,638	△1,658	3,129,980

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		80,374	△1,658	78,716
	1 総務管理費	72,540	△1,658	70,882
歳出合計		3,131,638	△1,658	3,129,980

令和7年度北秋田市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 繰入金	296,682	△1,658	295,024
歳入合計	3,131,638	△1,658	3,129,980

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	80,374	△1,658	78,716			△1,658	
歳 出 合 計	3,131,638	△1,658	3,129,980			△1,658	

2 歳 入

5 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	296,681	△1,658	295,023	1. 一般会計繰入金	△1,658	人件費繰入金 △1,658
計	296,681	△1,658	295,023			
歳入合計	3,131,638	△1,658	3,129,980			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	72,540	△1,658	70,882			△1,658		2. 給料	△61	一般職給	△61
								3. 職員手当等	△1,652	扶養手当	△876
										住居手当	294
										通勤手当	△15
										期末手当	△113
								勤勉手当	122		
								寒冷地手当	16		
								児童手当	△1,080		
								4. 共済費	55	共済組合負担金	55
計	72,540	△1,658	70,882			△1,658					
歳出合計	3,131,638	△1,658	3,129,980			△1,658					

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(3) 6	5,386	21,544	14,434	41,364	8,762	50,126	常勤職員 6人
補 正 前	(3) 6	5,386	21,605	16,086	43,077	8,707	51,784	
比 較	(0) 0	0	△ 61	△ 1,652	△ 1,713	55	△ 1,658	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	426	0	294	326	0	792	0	11	0
	補 正 前	1,302	0	0	341	0	792	0	11	0
	比 較	△ 876	0	294	△ 15	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	5	324	6,146	5,256	494	360	0		
	補 正 前	5	324	6,259	5,134	478	1,440	0		
	比 較	0	0	△ 113	122	16	△ 1,080	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(0) 6	0	21,544	12,268	33,812	8,279	42,091	
補 正 前	(0) 6	0	21,605	13,920	35,525	8,224	43,749	
比 較	(0) 0	0	△ 61	△ 1,652	△ 1,713	55	△ 1,658	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	426	0	294	326	0	792	0	11	0
	補 正 前	1,302	0	0	341	0	792	0	11	0
	比 較	△ 876	0	294	△ 15	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	5	324	4,969	4,267	494	360	0		
	補 正 前	5	324	5,082	4,145	478	1,440	0		
	比 較	0	0	△ 113	122	16	△ 1,080	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(3) 0	5,386	0	2,166	7,552	483	8,035	
補 正 前	(3) 0	5,386	0	2,166	7,552	483	8,035	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	0	1,177	989	0	0	0		
	補 正 前	0	0	1,177	989	0	0	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	△ 61	給与改定に伴う増減分	0		
		普通昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 61	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	△ 61
				会計年度任用職員分	0
職員手当等	△ 1,652	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 1,652	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	△ 1,652
				会計年度任用職員分	0

議案第 51 号

令和 7 年度 北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1, 8 3 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 4, 5 4 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 1 3 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		65,033	8,559	73,592
	2 その他の診療収入	11,919	8,559	20,478
3 繰入金		26,789	3,274	30,063
	1 他会計繰入金	26,789	3,274	30,063
歳入合計		92,714	11,833	104,547

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		64,265	5,178	69,443
	1 施設管理費	64,265	5,178	69,443
2 医療費		27,449	6,655	34,104
	1 医療費	27,449	6,655	34,104
歳出合計		92,714	11,833	104,547

令和7年度北秋田市国民健康保険合川診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	65,033	8,559	73,592
3 繰入金	26,789	3,274	30,063
歳入合計	92,714	11,833	104,547

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総 務 費	64,265	5,178	69,443			3,274	1,904	
2 医 業 費	27,449	6,655	34,104				6,655	
歳 出 合 計	92,714	11,833	104,547			3,274	8,559	

2 歳 入

1 款 診療収入

2 項 その他の診療収入

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 諸検査等収入	11,919	8,559	20,478	1. 現年分	8,559	諸検査等収入 8,559
計	11,919	8,559	20,478			

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	26,788	3,274	30,062	1. 一般会計繰入金	3,274	一般会計繰入金 3,274
計	26,789	3,274	30,063			
歳入合計	92,714	11,833	104,547			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	64, 265	5, 178	69, 443			3, 274	1, 904	2. 給料	3, 038	一般職給	3, 038
								3. 職員手当等	858	扶養手当	△234
										通勤手当	120
										管理職手当	△430
										期末手当	682
										勤勉手当	621
										寒冷地手当	99
4. 共済費	1, 210	共済組合負担金	975								
									退職手当負担金	235	
12. 委託料	72	診療所長委託	72								
計	64, 265	5, 178	69, 443			3, 274	1, 904				

2 款 医業費

1 項 医業費

1. 医業費	27,449	6,655	34,104				6,655	10. 需用費	6,655	医薬材料費 6,655
計	27,449	6,655	34,104				6,655			
歳出合計	92,714	11,833	104,547			3,274	8,559			

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(6) 3	11,667	13,559	9,900	35,126	4,962	40,088	常勤職員 3人
補 正 前	(6) 2	11,667	10,521	9,042	31,230	3,752	34,982	
比 較	(0) 1	0	3,038	858	3,896	1,210	5,106	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	195	0	1,145	0	0	0
	補 正 前	234	0	0	75	0	1,145	0	0	0
	比 較	△ 234	0	0	120	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	2	0	4,523	3,797	238	0	0		
	補 正 前	2	430	3,841	3,176	139	0	0		
	比 較	0	△ 430	682	621	99	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(1) 3	0	13,559	6,271	19,830	4,168	23,998	
補 正 前	(1) 2	0	10,521	5,413	15,934	2,958	18,892	
比 較	(0) 1	0	3,038	858	3,896	1,210	5,106	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	195	0	1,145	0	0	0
	補 正 前	234	0	0	75	0	1,145	0	0	0
	比 較	△ 234	0	0	120	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	2	0	2,551	2,140	238	0	0		
	補 正 前	2	430	1,869	1,519	139	0	0		
	比 較	0	△ 430	682	621	99	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(5) 0	11,667	0	3,629	15,296	794	16,090	
補 正 前	(5) 0	11,667	0	3,629	15,296	794	16,090	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	0	1,972	1,657	0	0	0		
	補 正 前	0	0	1,972	1,657	0	0	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	3,038	給与改定に伴う増減分	0		
		普通昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	3,038	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	3,038
				会計年度任用職員分	0
職員手当等	858	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	858	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	858
				会計年度任用職員分	0

議案第 52 号

令和 7 年度 北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度北秋田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 5 5 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 3 6 3, 8 5 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 1 3 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		864,673	1,558	866,231
	1 一般会計繰入金	815,509	1,558	817,067
歳入合計		5,362,295	1,558	5,363,853

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		89,605	1,569	91,174
	1 総務管理費	47,940	1,569	49,509
3 地域支援事業費		190,087	△11	190,076
	1 地域支援事業費	190,087	△11	190,076
歳出合計		5,362,295	1,558	5,363,853

令和7年度北秋田市介護保険特別会計補正予算に関する説明書
I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	864,673	1,558	866,231
歳入合計	5,362,295	1,558	5,363,853

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	89,605	1,569	91,174			1,569	
3 地 域 支 援 事 業 費	190,087	△11	190,076			△11	
歳 出 合 計	5,362,295	1,558	5,363,853			1,558	

2 歳 入

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 事務費等繰入金	101,759	1,558	103,317	1. 職員給与費等繰入金	1,558	職員給与費等繰入金 1,558
計	815,509	1,558	817,067			
歳入合計	5,362,295	1,558	5,363,853			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	47, 940	1, 569	49, 509			1, 569		2. 給料	921	一般職給	921
								3. 職員手当等	253	住居手当	△324
										期末手当	296
										勤勉手当	297
								寒冷地手当	△16		
								4. 共済費	395	共済組合負担金	325
										退職手当負担金	70
計	47, 940	1, 569	49, 509			1, 569					

3 款 地域支援事業費

1 項 地域支援事業費

3. 包括的支援 ・任意事業 費	93,272	△11	93,261			△11		3. 職員手当等	△7	勤勉手当 △7
								4. 共済費	△4	共済組合負担金 △5
										退職手当負担金 1
計	190,087	△11	190,076			△11				
歳出合計	5,362,295	1,558	5,363,853			1,558				

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(7) 8	9,404	29,614	18,965	57,983	11,513	69,496	常勤職員 8人
補 正 前	(7) 8	9,404	28,693	18,719	56,816	11,122	67,938	
比 較	(0) 0	0	921	246	1,167	391	1,558	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	984	0	324	254	0	957	0	11	0
	補 正 前	984	0	648	254	0	957	0	11	0
	比 較	0	0	△ 324	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	324	8,324	7,013	534	240	0		
	補 正 前	0	324	8,028	6,723	550	240	0		
	比 較	0	0	296	290	△ 16	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(0) 8	0	29,614	15,906	45,520	11,019	56,539	
補 正 前	(0) 8	0	28,693	15,660	44,353	10,628	54,981	
比 較	(0) 0	0	921	246	1,167	391	1,558	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	984	0	324	254	0	957	0	11	0
	補 正 前	984	0	648	254	0	957	0	11	0
	比 較	0	0	△ 324	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	324	6,661	5,617	534	240	0		
	補 正 前	0	324	6,365	5,327	550	240	0		
	比 較	0	0	296	290	△ 16	0	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(7) 0	9,404	0	3,059	12,463	494	12,957	
補 正 前	(7) 0	9,404	0	3,059	12,463	494	12,957	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	0	1,663	1,396	0	0	0		
	補 正 前	0	0	1,663	1,396	0	0	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	921	給与改定に伴う増減分	0		
		普通昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	921	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	921
				会計年度任用職員分	0
職員手当等	246	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	246	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	246
				会計年度任用職員分	0

議案第 53 号

令和 7 年度 北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3, 6 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2 8, 7 1 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 1 3 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		84,422	3,213	87,635
	2 その他の診療収入	7,970	3,213	11,183
4 繰入金		128,475	10,454	138,929
	1 他会計繰入金	128,475	10,454	138,929
歳入合計		215,047	13,667	228,714

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		166,880	11,133	178,013
	1 施設管理費	166,880	11,133	178,013
2 医療費		24,420	2,534	26,954
	1 医療費	24,420	2,534	26,954
歳出合計		215,047	13,667	228,714

令和7年度北秋田市立阿仁診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	84,422	3,213	87,635
4 繰入金	128,475	10,454	138,929
歳入合計	215,047	13,667	228,714

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総 務 費	166,880	11,133	178,013			10,454	679	
2 医 業 費	24,420	2,534	26,954				2,534	
歳 出 合 計	215,047	13,667	228,714			10,454	3,213	

2 歳 入

1 款 診療収入

2 項 その他の診療収入

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 諸検査等収入	7,970	3,213	11,183	1. 現年分	3,213	諸検査等収入 3,213
計	7,970	3,213	11,183			

4 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	128,475	10,454	138,929	1. 一般会計繰入金	10,454	一般会計繰入金 10,454
計	128,475	10,454	138,929			
歳入合計	215,047	13,667	228,714			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	166,880	11,133	178,013			10,454	679	2. 給料	5,056	一般職給	5,056
								3. 職員手当等	4,033	扶養手当	198
										通勤手当	259
										管理職手当	47
										期末手当	1,581
										勤勉手当	1,477
										寒冷地手当	141
										単身赴任手当	330
4. 共済費	2,044	共済組合負担金	1,668								
		退職手当負担金	376								
計	166,880	11,133	178,013			10,454	679				

2 款 医業費

1 項 医業費

1. 医業費	24,420	2,534	26,954				2,534	10. 需用費	2,534	医薬材料費 2,534
計	24,420	2,534	26,954				2,534			
歳出合計	215,047	13,667	228,714			10,454	3,213			

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(6) 10	13,020	47,588	45,365	105,973	19,131	125,104	常勤職員 10人
補 正 前	(6) 9	13,020	42,532	41,332	96,884	17,087	113,971	
比 較	(0) 1	0	5,056	4,033	9,089	2,044	11,133	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	1,752	0	0	1,169	13,772	503	0	0	0
	補 正 前	1,554	0	0	910	13,772	503	0	0	0
	比 較	198	0	0	259	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	2,049	12,986	10,909	815	1,080	330		
	補 正 前	0	2,002	11,405	9,432	674	1,080	0		
	比 較	0	47	1,581	1,477	141	0	330		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(1) 10	0	47,588	41,177	88,765	18,115	106,880	
補 正 前	(1) 9	0	42,532	37,144	79,676	16,071	95,747	
比 較	(0) 1	0	5,056	4,033	9,089	2,044	11,133	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	1,752	0	0	1,169	13,772	503	0	0	0
	補 正 前	1,554	0	0	910	13,772	503	0	0	0
	比 較	198	0	0	259	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	2,049	10,710	8,997	815	1,080	330		
	補 正 前	0	2,002	9,129	7,520	674	1,080	0		
	比 較	0	47	1,581	1,477	141	0	330		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(5) 0	13,020	0	4,188	17,208	1,016	18,224	
補 正 前	(5) 0	13,020	0	4,188	17,208	1,016	18,224	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	0	2,276	1,912	0	0	0		
	補 正 前	0	0	2,276	1,912	0	0	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	5,056	普通昇給に伴う増加分	0		
		給与改定に伴う増減分	0		
		その他の増減分	5,056	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	5,056
				会計年度任用職員分	0
職員手当等	4,033	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	4,033	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	4,033
				会計年度任用職員分	0

議案第 54 号

令和 7 年度 北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 2 8 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8 1, 5 1 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 1 3 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		119,815	6,396	126,211
	2 その他の診療収入	19,826	6,396	26,222
3 繰入金		57,848	△3,115	54,733
	1 他会計繰入金	57,848	△3,115	54,733
歳入合計		178,236	3,281	181,517

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		143,229	△1,762	141,467
	1 施設管理費	143,229	△1,762	141,467
2 医療費		28,112	5,043	33,155
	1 医療費	28,112	5,043	33,155
歳出合計		178,236	3,281	181,517

令和7年度北秋田市立米内沢診療所特別会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	119,815	6,396	126,211
3 繰入金	57,848	△3,115	54,733
歳入合計	178,236	3,281	181,517

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 総 務 費	143,229	△1,762	141,467			△3,115	1,353	
2 医 業 費	28,112	5,043	33,155				5,043	
歳 出 合 計	178,236	3,281	181,517			△3,115	6,396	

2 歳 入

1 款 診療収入

2 項 その他の診療収入

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 諸検査等収入	19,826	6,396	26,222	1. 現年分	6,396	現年分 6,396
計	19,826	6,396	26,222			

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	57,848	△3,115	54,733	1. 一般会計繰入金	△3,115	一般会計繰入金 △3,115
計	57,848	△3,115	54,733			
歳入合計	178,236	3,281	181,517			

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 一般管理費	143, 229	△1, 762	141, 467			△3, 115	1, 353	2. 給料	△1, 307	一般職給	△1, 307
								3. 職員手当等	△17	扶養手当	△78
										通勤手当	200
										期末手当	△210
										勤勉手当	△109
4. 共済費	△438	児童手当	180								
		共済組合負担金	△359								
								退職手当負担金	△79		
計	143, 229	△1, 762	141, 467			△3, 115	1, 353				

2 款 医業費

1 項 医業費

1. 医業費	28,112	5,043	33,155				5,043	10. 需用費	5,043	医薬材料費 5,043
計	28,112	5,043	33,155				5,043			
歳出合計	178,236	3,281	181,517			△3,115	6,396			

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(2) 9	4,491	36,845	28,668	70,004	14,066	84,070	常勤職員 9人
補 正 前	(2) 9	4,491	38,152	28,685	71,328	14,504	85,832	
比 較	(0) 0	0	△ 1,307	△ 17	△ 1,324	△ 438	△ 1,762	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	36	0	0	1,169	9,887	415	0	0	0
	補 正 前	114	0	0	969	9,887	415	0	0	0
	比 較	△ 78	0	0	200	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	1,216	8,231	7,043	491	180	0		
	補 正 前	0	1,216	8,441	7,152	491	0	0		
	比 較	0	0	△ 210	△ 109	0	180	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(0) 9	0	36,845	27,238	64,083	13,760	77,843	
補 正 前	(0) 9	0	38,152	27,255	65,407	14,198	79,605	
比 較	(0) 0	0	△ 1,307	△ 17	△ 1,324	△ 438	△ 1,762	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	36	0	0	1,169	9,887	415	0	0	0
	補 正 前	114	0	0	969	9,887	415	0	0	0
	比 較	△ 78	0	0	200	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	1,216	7,454	6,390	491	180	0		
	補 正 前	0	1,216	7,664	6,499	491	0	0		
	比 較	0	0	△ 210	△ 109	0	180	0		

備考1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補 正 後	(2) 0	4,491	0	1,430	5,921	306	6,227	
補 正 前	(2) 0	4,491	0	1,430	5,921	306	6,227	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤務手当	宿 日 直 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当
	補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	休日勤務 手 当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	児童手当	単身赴任 手 当		
	補 正 後	0	0	777	653	0	0	0		
	補 正 前	0	0	777	653	0	0	0		
	比 較	0	0	0	0	0	0	0		

備考1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の
一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増 減 事 由 別 内 訳	(千円)	説 明	備 考
給 料	△ 1,307	給与改定に伴う増減分	0		
		普通昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 1,307	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	△ 1,307
				会計年度任用職員分	0
職員手当等	△ 17	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	△ 17	退職者分	0
				採用者分	0
				会計異動その他	△ 17
				会計年度任用職員分	0

議案第 55 号

令和 7 年度

北秋田市水道事業会計補正予算（第 1 号）

秋田県北秋田市

目 次

1	令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算（第1号）	・ ・ ・ ・ ・	5
2	令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書		
	（1） 令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画	・ ・ ・ ・ ・	6
	（2） 令和7年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	・ ・ ・ ・ ・	7
	（3） 給与費明細書	・ ・ ・ ・ ・	8
	（4） 令和7年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表	・ ・ ・ ・ ・	11
	（5） 水道事業会計に関する書類の注記	・ ・ ・ ・ ・	12
3	令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書	・ ・ ・ ・ ・	14

令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度北秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	878,834 千円	726 千円	879,560 千円
第1項 営業費用	843,129 千円	728 千円	843,857 千円
第2項 営業外費用	24,066 千円	△ 2 千円	24,064 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額358,546千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額46,282千円、過年度分損益勘定留保資金312,264千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額356,263千円は、消費税および地方消費税資本的収支調整額46,274千円、過年度分損益勘定留保資金309,989千円」に改める。

【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	809,639 千円	△ 2,283 千円	807,356 千円
第1項 建設改良費	517,240 千円	△ 2,283 千円	514,957 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

	既決予定額	補正予定額	計
（1）職員給与費	88,601 千円	△ 1,498 千円	87,103 千円

令和7年6月13日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

(1) 令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算実施計画

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用			878,834	726	879,560	
	1 営業費用		843,129	728	843,857	
		1 原水及び浄水費	140,988	152	141,140	
		2 配水及び給水費	152,542	△120	152,422	
		3 総係費	130,248	696	130,944	
	2 営業外費用		24,066	△2	24,064	
		3 消費税及び地方消費税	2,337	△2	2,335	

資本的支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			809,639	△2,283	807,356	
	1 建設改良費		517,240	△2,283	514,957	
		1 水道建設事業費	509,581	△2,283	507,298	

(2) 令和7年度北秋田市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益(又は損失)	△ 143,128,000
	減価償却費	416,420,283
	固定資産除却費	1,422,533
	長期前受金戻入額	△ 86,958,107
	支払利息及び企業債取扱諸費	21,726,750
	受取利息・配当金	△ 1,808,000
	未収金の増減額	743,000
	未払金の増減額	△ 8,085,000
	小計	200,333,459
	利息及び配当金の受取額	1,808,000
	利息の支払額	△ 21,726,750
	業務活動によるキャッシュ・フロー	180,414,709
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 471,010,449
	他会計補助金等による収入	26,200,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 444,810,449
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	266,400,000
	企業債の償還による支出	△ 292,397,742
	他会計等からの出資による収入	158,492,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	132,494,258
	資金増加額(又は減少額)	△ 131,901,482
	資金期首残高	1,932,336,109
	資金期末残高	1,800,434,627

(3) 給与費明細書

1. 総 括

(単位：千円、人)

区 分		職員数		給 与 費				法 定 費	合 計	備 考
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計	福 利		
補 正 後	損益勘定支弁職員	() 0	() 11	0	41,147	26,818	67,965	13,493	81,458	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 1	0	2,857	1,922	4,779	866	5,645	
	計	() 0	() 12	0	44,004	28,740	72,744	14,359	87,103	
補 正 前	損益勘定支弁職員	() 0	() 11	0	41,199	26,414	67,613	13,120	80,733	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 1	0	3,705	2,947	6,652	1,216	7,868	
	計	() 0	() 12	0	44,904	29,361	74,265	14,336	88,601	
比 較	損益勘定支弁職員	() 0	() 0	0	△ 52	404	352	373	725	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 0	0	△ 848	△ 1,025	△ 1,873	△ 350	△ 2,223	
	計	() 0	() 0	0	△ 900	△ 621	△ 1,521	23	△ 1,498	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	管理職員特 別勤務手当	計
	補 正 後	1,116	0	692	1,128	5,196	571	10,056	8,550	676	720	35	28,740
	補 正 前	1,032	246	641	1,128	5,196	571	10,306	8,752	734	720	35	29,361
	比 較	84	△ 246	51	0	0	0	△ 250	△ 202	△ 58	0	0	△ 621

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円、人)

区 分		職員数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	() 0	() 7	0	29,107	18,668	47,775	10,009	57,784	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 1	0	2,857	1,922	4,779	866	5,645	
	計	() 0	() 8	0	31,964	20,590	52,554	10,875	63,429	
補正前	損益勘定支弁職員	() 0	() 7	0	29,159	18,144	47,303	9,636	56,939	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 1	0	3,705	2,947	6,652	1,216	7,868	
	計	() 0	() 8	0	32,864	21,091	53,955	10,852	64,807	
比較	損益勘定支弁職員	() 0	() 0	0	△ 52	524	472	373	845	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 0	0	△ 848	△ 1,025	△ 1,873	△ 350	△ 2,223	
	計	() 0	() 0	0	△ 900	△ 501	△ 1,401	23	△ 1,378	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	管理職員特別勤務手当	計
	補正後	1,116	0	582	1,128	2,295	48	7,547	6,443	676	720	35	20,590
	補正前	1,032	246	531	1,128	2,295	48	7,797	6,645	734	600	35	21,091
	比較	84	△ 246	51	0	0	0	△ 250	△ 202	△ 58	120	0	△ 501

イ 会計年度任用職員

(単位：千円、人)

区 分		職員数		給 与 費				法 定 費	合 計	備 考
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	() 0	() 4	0	12,040	8,150	20,190	3,484	23,674	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	0	0	0	0	
	計	() 0	() 4	0	12,040	8,150	20,190	3,484	23,674	
補 正 前	損益勘定支弁職員	() 0	() 4	0	12,040	8,270	20,310	3,484	23,794	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	0	0	0	0	
	計	() 0	() 4	0	12,040	8,270	20,310	3,484	23,794	
比 較	損益勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	△ 120	△ 120	0	△ 120	
	資本勘定支弁職員	() 0	() 0	0	0	0	0	0	0	
	計	() 0	() 0	0	0	△ 120	△ 120	0	△ 120	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手 当 の	区 分	扶 手	養 当	住 手	居 当	通 手	勤 当	管 理 職 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 勤 手	勤 手	勉 当	寒 冷 地 当	児 童 当	管理職員特別勤務手当	計
内 訳	補 正 後		0		0		110	0	2,901	523	2,509	2,107		0	0	0	8,150
	補 正 前		0		0		110	0	2,901	523	2,509	2,107		0	120	0	8,270
	比 較		0		0		0	0	0	0	0	0		0	△ 120	0	△ 120

2. 給料及び手当の増減額明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給料	△900	給与改定に伴う増減分		0	
		昇給に伴う増加分		0	
		その他の増減分		△ 900	会計異動その他 会計年度任用職員
手当	△621	制度改正に伴う増減分		0	
		その他の増減分		△ 621	会計異動その他 会計年度任用職員

(4) 令和7年度北秋田市水道事業会計予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：円)

資産の部					負債の部				
I. 固定資産 (1) 有形固定資産 イ 土地 ロ 建物 建物減価償却累計額 ハ 構築物 構築物減価償却累計額 ニ 機械及び装置 機械及び装置減価償却累計額 ホ 車両運搬具 車両運搬具減価償却累計額 ヘ 工具器具及び備品 工具器具及び備品減価償却累計額 ト 建設仮勘定 有形固定資産合計 (2) 無形固定資産 イ 電話加入権 ロ 水利権 無形固定資産合計 固定資産合計					III. 固定負債 (1) 企業債 固定負債合計			2,643,617,438	2,643,617,438
					IV. 流動負債 (1) 企業債 (2) 未払金 (3) 前受金 (4) 預り金 流動負債合計			278,560,867 12,335,000 10,000 1,000,000	291,905,867
					V. 繰延収益 (1) 長期前受金 (2) 長期前受金収益化累計額 繰延収益合計			2,234,865,155 △ 717,579,198	1,517,285,957
					負債合計				4,452,809,262
					資本の部				
					VI. 資本金 (1) 自己資本金 イ 固有資本金 ロ 繰入資本金 ハ 組入資本金 自己資本金合計 資本金合計			1,637,887,855 2,134,612,808 764,000,000	4,536,500,663
					VII. 剰余金 (1) 資本剰余金 (2) 利益剰余金 イ 減債積立金 ロ 利益積立金 ハ 建設改良積立金 ニ 当年度末未処分利益剰余金 利益剰余金合計 剰余金合計			22,688,314 0 25,000,000 50,000,000 738,982,811	836,671,125
					資本合計				5,373,171,788
					負債資本合計				9,825,981,050
II. 流動資産 (1) 現金預金 イ 当座預金 ロ 定期預金 ハ 有価証券 現金預金合計 (2) 未収金 (3) 貯蔵品 イ 材料 ロ 機械及び装置 貯蔵品合計 流動資産合計 資産合計									

(5) 水道事業会計に関する書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

・量水器を除く資産	定額法		
・量水器	取替法		
・主な耐用年数			
建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～ 6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

・減価償却の方法	定額法
・主な耐用年数	
水利権	55年
・非償却資産	
電話加入権	

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品	先入先出法による原価法
------	-------------

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金
計上していない。

(2) 賞与引当金
計上していない。

(3) 法定福利費引当金
計上していない。

(4) 特別修繕引当金
計上していない。

(5) 修繕引当金
当年度は引当していない。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

2 重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は1,284,043千円である。

Ⅳ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

北秋田市水道事業会計は、鷹巣上水道事業、森吉合川上水道事業及び簡易水道事業の3事業を報告セグメントとしている。
なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
鷹巣上水道事業	鷹巣上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
森吉合川上水道事業	森吉合川上水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務
簡易水道事業	簡易水道事業として経営認可を受けている区域へ水道水を供給する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：千円）

区 分	鷹巣上水道事業	森吉合川上水道事業	簡易水道事業	合 計
営業収益	146,414	237,363	175,012	558,789
営業費用	197,603	403,295	207,094	807,992
営業損益	△ 51,189	△ 165,932	△ 32,082	△ 249,203
経常損益	△ 48,932	△ 68,171	△ 23,627	△ 140,730
その他の項目				
他会計繰入金	7,193	185,343	24,284	216,820
減価償却費	85,415	262,258	71,753	419,426
特別利益	2	0	0	2
特別損失	795	782	823	2,400
有形固定資産の増加額	52,419	77,900	386,791	517,110

令和7年度北秋田市水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

支 出

1 款 水道事業費用

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 営業費用	843,129	728	843,857			
1 原水及び浄水費	140,988	152	141,140			
				1 給料	10	一般職給 10
				5 法定福利費	139	共済組合負担金 139
				8 退職手当負担金	3	退職手当負担金 3
2 配水及び給水費	152,542	△120	152,422			
				2 手当	△120	児童手当 △120
3 総係費	130,248	696	130,944			
				1 給料	△62	一般職給 △62
				2 手当	524	扶養手当 360 住居手当 △246 通勤手当 △35 期末手当 60 勤勉手当 25 児童手当 360
				5 法定福利費	234	共済組合負担金 234
2 営業外費用	24,066	△2	24,064			
3 消費税及び地方消費税	2,337	△2	2,335			
				1 消費税及び地方消費税	△2	消費税及び地方消費税 △2

資本的收入及び支出
支 出

1 款 資本の支出

(単位:千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 建設改良費	517,240	△2,283	514,957			
1 水道建設事業費	509,581	△2,283	507,298			
				1 給料	△848	一般職給 △848
				2 手当	△1,025	扶養手当 △276 通勤手当 86 期末手当 △310 勤勉手当 △227 寒冷地手当 △58 児童手当 △240
				5 法定福利費	△350	共済組合負担金 △350
				8 退職手当負担金	△60	退職手当負担金 △60

議案第 56 号

令和 7 年度

北秋田市下水道事業会計補正予算(第 1 号)

秋田県北秋田市

目 次

1	令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）	5
2	令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書	
	（1）令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画	6
	（2）令和7年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書	8
	（3）給与費明細書	9
	（4）令和7年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表	12
	（5）下水道事業会計に関する書類の注記	13
3	令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書	15

令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度北秋田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

【収入】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	1,315,437 千円	4 千円	1,315,441 千円
第2項 営業外収益	887,278 千円	4 千円	887,282 千円
【支出】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	1,416,015 千円	△ 3,179 千円	1,412,836 千円
第1項 営業費用	1,316,034 千円	△ 3,179 千円	1,312,855 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額238,103千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,160千円、過年度分損益勘定留保資金185,943千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額240,649千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,160千円、過年度分損益勘定留保資金188,489千円」に改める。

【収入】	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	1,246,513 千円	△ 2,546 千円	1,243,967 千円
第2項 出資金	397,341 千円	△ 2,546 千円	394,795 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

	既決予定額	補正予定額	計
（1）職員給与費	43,897 千円	△ 3,074 千円	40,823 千円

令和7年6月13日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

(1) 令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算実施計画
収益的收入及び支出

収益的收入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予 定 額	備 考
1 下水道事業収益			1, 315, 437	4	1, 315, 441	
	2 営業外収益		887, 278	4	887, 282	
		4 雑収益	36, 753	4	36, 757	

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予 定 額	備 考
1 下水道事業費用			1, 416, 015	△ 3, 179	1, 412, 836	
	1 営業費用		1, 316, 034	△ 3, 179	1, 312, 855	
		1 管渠費	107, 774	△ 15	107, 759	
		3 処理場費	349, 648	△ 3, 739	345, 909	
		5 総係費	91, 901	575	92, 476	

資本的收入及び支出

資本的收入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予算額	予 定 額	備 考
1 資本的收入			1, 246, 513	△ 2, 546	1, 243, 967	
	2 出資金		397, 341	△ 2, 546	394, 795	
		1 出資金	397, 341	△ 2, 546	394, 795	

(2) 令和7年度北秋田市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(又は損失)	△ 122,903,000
減価償却費	746,426,000
固定資産除却費	774,000
長期前受金戻入額	△ 387,481,000
支払利息及び企業債取扱諸費	95,168,000
未収金の増減額	809,180
貯蔵品の増減額	△ 111,980
控除対象外消費税	△ 22,753,000
小計	309,928,200
利息の支払額	△ 95,168,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	214,760,200
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 534,789,000
受益者負担金等による収入	13,285,000
他会計補助金等による収入	53,387,000
国庫補助金等による収入	237,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 231,117,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	545,500,000
企業債の償還による支出	△ 915,619,792
他会計等からの出資による収入	394,795,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	24,675,208
資金に係る換算差額	
資金増加額(又は減少額)	8,318,408
資金期首残高	274,485,059
資金期末残高	282,803,467

(3) 給与費明細書

1. 総 括

(単位：千円、人)

区 分		職員数		給 与 費				法 定 費	合 計	備 考
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計	福 利 費		
補正後	損益勘定支弁職員	(0) 0	(1) 5	2,070	18,117	13,786	33,973	6,850	40,823	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(1) 5	2,070	18,117	13,786	33,973	6,850	40,823	
補正前	損益勘定支弁職員	(0) 0	(1) 5	2,070	19,651	14,691	36,412	7,485	43,897	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(1) 5	2,070	19,651	14,691	36,412	7,485	43,897	
比 較	損益勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	△ 1,534	△ 905	△ 2,439	△ 635	△ 3,074	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(0) 0	0	△ 1,534	△ 905	△ 2,439	△ 635	△ 3,074	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	管理職員特 別勤務手当	計
	補 正 後	624	324	366	324	2,782	27	4,536	3,853	379	560	11	13,786
	補 正 前	660	324	330	324	2,782	27	5,010	4,226	437	560	11	14,691
	比 較	△ 36	0	36	0	0	0	△ 474	△ 373	△ 58	0	0	△ 905

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円、人)

区 分		職員数		給 与 費				法 定 費	合 計	備 考
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計	福 利		
補正後	損益勘定支弁職員	(0) 0	(0) 5	0	18,117	13,133	31,250	6,459	37,709	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(0) 5	0	18,117	13,133	31,250	6,459	37,709	
補正前	損益勘定支弁職員	(0) 0	(0) 5	0	19,651	14,038	33,689	7,094	40,783	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(0) 5	0	19,651	14,038	33,689	7,094	40,783	
比 較	損益勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	△ 1,534	△ 905	△ 2,439	△ 635	△ 3,074	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(0) 0	0	△ 1,534	△ 905	△ 2,439	△ 635	△ 3,074	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	管 理 職 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 手 当	児 童 手 当	管理職員特 別勤務手当	計
	補 正 後	624	324	366	324	2,782	27	4,180	3,556	379	560	11	13,133
	補 正 前	660	324	330	324	2,782	27	4,654	3,929	437	560	11	14,038
	比 較	△ 36	0	36	0	0	0	△ 474	△ 373	△ 58	0	0	△ 905

イ 会計年度任用職員

(単位：千円、人)

区 分		職員数		給 与 費				法 定 福 利 費	合 計	備 考
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当	計			
補 正 後	損益勘定支弁職員	(0) 0	(1) 0	2,070	0	653	2,723	391	3,114	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(1) 0	2,070	0	653	2,723	391	3,114	
補 正 前	損益勘定支弁職員	(0) 0	(1) 0	2,070	0	653	2,723	391	3,114	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(1) 0	2,070	0	653	2,723	391	3,114	
比 較	損益勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	資本勘定支弁職員	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	
	計	(0) 0	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

※ () 内は、短時間勤務職員の人数

(単位：千円)

手 当 の	区 分	扶 手	養 当	住 手	居 当	通 手	勤 当	管 理 職 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	寒 冷 地 当	児 童 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	計
内 訳	補 正 後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	356	297	0	0	0	653
	補 正 前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	356	297	0	0	0	653
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 給料及び手当の増減額明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給料	△ 1,534	給与改定に伴う増減分		0	
		昇給に伴う増加分		0	
		その他の増減分		△ 1,534 0	会計異動その他 会計年度任用職員分 △ 1,534 0
手当	△ 905	制度改正に伴う増減分		0	
		その他の増減分		△ 905 0	会計異動その他 会計年度任用職員分 △ 905 0

(4) 令和7年度北秋田市下水道事業会計予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：円)

資産の部				
I. 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		161,794,156		
ロ 建物	1,083,047,674			
建物減価償却累計額	△ 183,625,459	899,422,215		
ハ 構築物	22,025,145,989			
構築物減価償却累計額	△ 3,545,798,486	18,479,347,503		
ニ 機械及び装置	1,880,509,794			
機械及び装置減価償却累計額	△ 915,983,383	964,526,411		
ホ 車両運搬具	3,666,500			
車両運搬具減価償却累計額	△ 2,741,646	924,854		
ヘ 工具器具及び備品	5,023,100			
工具器具及び備品減価償却累計額	△ 2,775,320	2,247,780		
ト 建設仮勘定		1,628,506,729		
有形固定資産合計			22,136,769,648	
(2) 投資有価証券				
イ 株式		1,030,000		
投資有価証券合計			1,030,000	
固定資産合計				22,137,799,648
II. 流動資産				
(1) 現金預金				
イ 当座預金		282,753,467		
ロ 小口現金		50,000		
現金預金合計			282,803,467	
(2) 未収金			41,929,536	
(3) 貯蔵品			511,780	
(4) 前払金			0	
流動資産合計				325,244,783
資産合計				22,463,044,431

負債の部				
III. 固定負債				
(1) 企業債		7,942,778,779		
固定負債合計				7,942,778,779
IV. 流動負債				
(1) 企業債		844,835,744		
(2) 未払金		191,527,505		
(3) 前受金		0		
(4) その他流動負債		0		
流動負債合計				1,036,363,249
V. 繰延収益				
(1) 長期前受金		13,375,997,677		
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 2,518,890,970		
繰延収益合計				10,857,106,707
負債合計				19,836,248,735
資本の部				
VI. 資本金				
(1) 自己資本金				
イ 固有資本金	1,105,514,547			
ロ 繰入資本金	1,931,355,500			
自己資本金合計			3,036,870,047	
資本金合計				3,036,870,047
VII. 剰余金				
(1) 資本剰余金			81,014,686	
(2) 利益剰余金				
イ 当年度未処分利益剰余金	△ 491,089,037			
利益剰余金合計			△ 491,089,037	
剰余金合計				△ 410,074,351
資本合計				2,626,795,696
負債資本合計				22,463,044,431

(5) 下水道事業会計に関する書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ・量水器を除く資産 定額法
- ・量水器 取替法
- ・主な耐用年数

建物	15～45年	機械及び装置	3～20年
構築物	10～60年	車両及び運搬具	4～ 6年
量水器	8年	工具及び備品	2～15年

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・貯蔵品 先入先出法による原価法

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

計上していない。

(2) 賞与引当金

計上していない。

(3) 法定福利費引当金

計上していない。

(4) 特別修繕引当金

計上していない。

(5) 修繕引当金

当年度は引当していない。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

II. 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記

1 表示方法

業務活動によるキャッシュ・フローの表示方法は間接法を採用している。

2 重要な非資金取引

該当なし。

Ⅲ. 予定貸借対照表等に関する注記

1 企業債償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債(当該年度末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む)のうち、他会計が負担すると見込まれる額は183,139千円である。

Ⅳ. セグメント情報の開示

1 報告セグメントの概要

北秋田市下水道事業会計では、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び特定地域生活排水処理事業の4事業を報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容は以下のとおりである。

セグメント区分	事業の内容
公共下水道事業	公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定環境保全公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業における処理区域で汚水を処理する業務
農業集落排水事業	農業集落排水事業における処理区域で汚水を処理する業務
特定地域生活排水処理事業	特定地域生活排水処理事業における処理区域で汚水を処理する業務

2 報告セグメントごとの営業収益等

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：千円）

区 分	公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落排水事業	特定地域生活 排水処理事業	合 計
営業収益	303,740	14,069	63,709	8,619	390,137
営業費用	866,447	84,577	287,614	26,882	1,265,520
営業損益	△ 562,707	△ 70,508	△ 223,905	△ 18,263	△ 875,383
経常損益	△ 43,759	△ 21,541	△ 45,747	△ 10,207	△ 121,254
その他の項目					
他会計繰入金	607,168	75,156	214,503	12,898	909,725
減価償却費	512,903	48,904	176,748	7,871	746,426
特別利益	0	0	0	0	0
特別損失	905	51	693	0	1,649
有形固定資産の増加額	516,092	0	18,697	0	534,789

令和7年度北秋田市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的收入及び支出
収 入

1 款 下水道事業収益

(単位：千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 営業外収益	887,278	4	887,282			
4 雑収益	36,753	4	36,757			
				1 消費税及び地方消費税還付金	4	消費税及び地方消費税還付金 4

収益的收入及び支出
支 出

1 款 下水道事業費用

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 営業費用	1,316,034	△ 3,179	1,312,855			
1 管渠費	107,774	△ 15	107,759			
				2 手当	△ 8	勤勉手当 △ 8
				3 退職手当組合負担金	1	退職手当負担金 1
				6 法定福利費	△ 8	共済組合負担金 △ 8
3 処理場費	349,648	△ 3,739	345,909			
				1 給料	△ 1,401	一般職給 △ 1,401
				2 手当	△ 1,388	扶養手当 △ 312 通勤手当 62 期末手当 △ 498 勤勉手当 △ 342 寒冷地手当 △ 58 児童手当 △ 240

				3 退職手当組合負担金	△ 99	退職手当負担金	△ 99
				6 法定福利費	△ 851	共済組合負担金	△ 851
5 総係費	91,901	575	92,476				
				1 給料	△ 133	一般職給	△ 133
				2 手当	491	扶養手当	276
						通勤手当	△ 26
						期末手当	24
						勤勉手当	△ 23
						児童手当	240
				3 退職手当組合負担金	△ 7	退職手当負担金	△ 7
				6 法定福利費	224	共済組合負担金	224

資本的收入及び支出
収 入

1 款 資本的收入

項 目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 出資金	397,341	△ 2,546	394,795			
1 出資金	397,341	△ 2,546	394,795			
				1 他会計出資金	△ 2,546	他会計出資金 △ 2,546

議案第 57 号

財産の取得について

次のとおり動産の買入れをするものとする。

- 1 財 産 名 凍結防止剤散布車 3 t 級
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 金 27,610,000 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 2,510,000 円)
- 4 契約の相手方 北秋田市綴子字糠沢上谷地 416 番地
暁商工株式会社
代表取締役 藤 本 学

令和 7 年 6 月 13 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

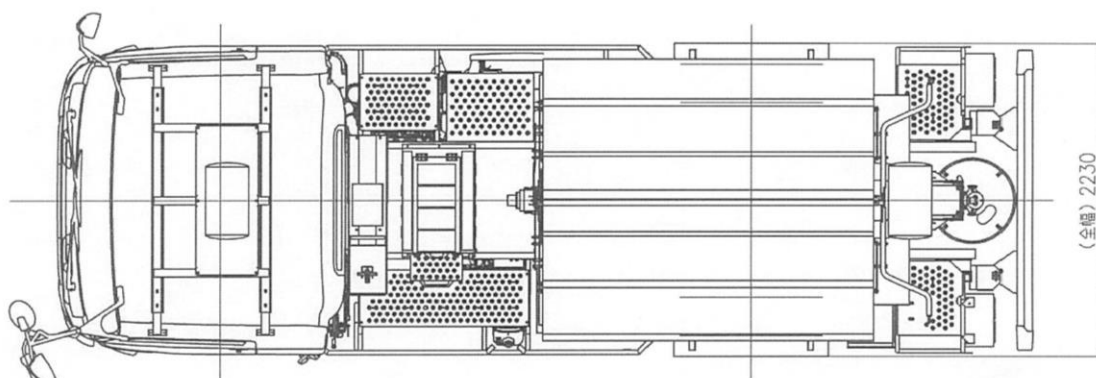
財産の取得については、北秋田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 43 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第57号 資料1

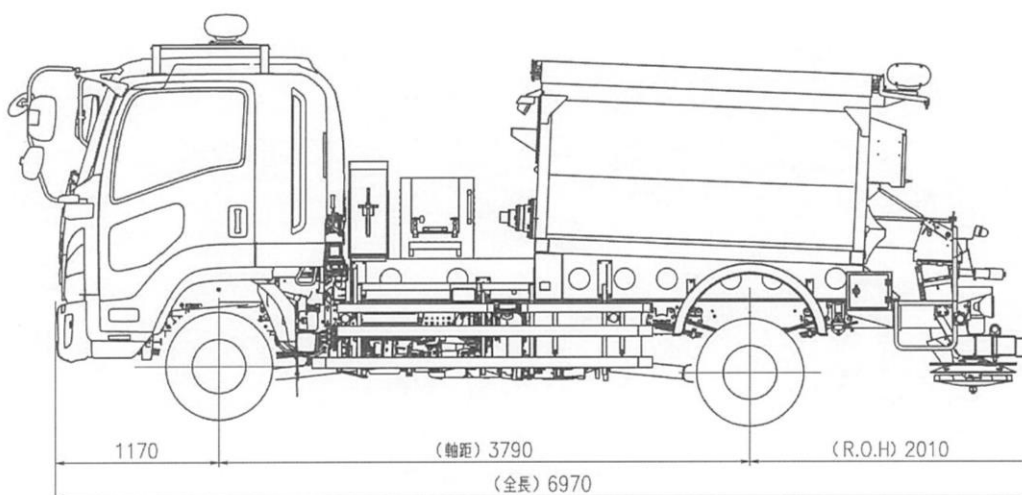
概要説明

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 財 産 内 容 | 凍結防止剤散布車 3 t 級 1 台 |
| 2 | 納 入 場 所 | 合川オペレーションセンター（北秋田市川井 地内） |
| 3 | 入札参加業者 | 暁商工株式会社
株式会社フジモト鷹巣営業所
有限会社丸栄建設 |
| 4 | 納 期 | 議会の議決の翌日（ただし、閉庁日を除く）から
令和 8 年 3 月 13 日まで |
| 5 | 付 属 装 置 | シャーン洗浄装置
電動式ホップカバー
後方確認カメラ及びモニター
スタッドレスタイヤ
スペアタイヤ（取付台含む）
冬用ワイパーブレード
熱線入バックミラー
バッテリースイッチ（防水カバー付）
エアコン
ドアバイザー
車輪止
黄色灯火装置（散光式）
指定色塗装 |

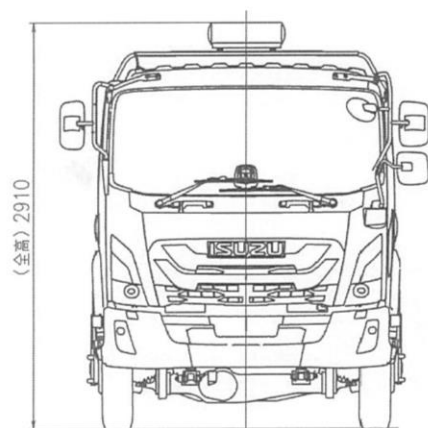
凍結防止剤散布車 3 t 級 外観図



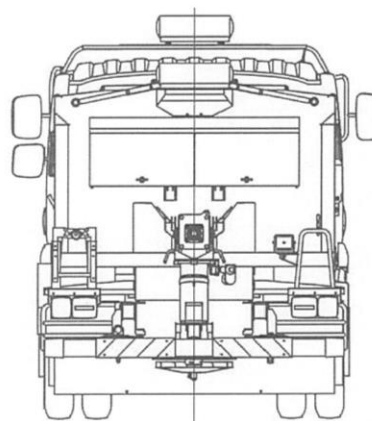
上部状況



側部状況



前部状況



後部状況

議案第 58 号

財産の取得について

次のとおり動産の買入れをするものとする。

- 1 財 産 名 除雪ドーザ 11 t 級（合川）
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 金 23,837,000 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 2,167,000 円)
- 4 契約の相手方 北秋田市綴子字作坂 64 番地 2
幸和機械株式会社鷹巣営業所
営業所所長 佐 藤 正 身

令和 7 年 6 月 13 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

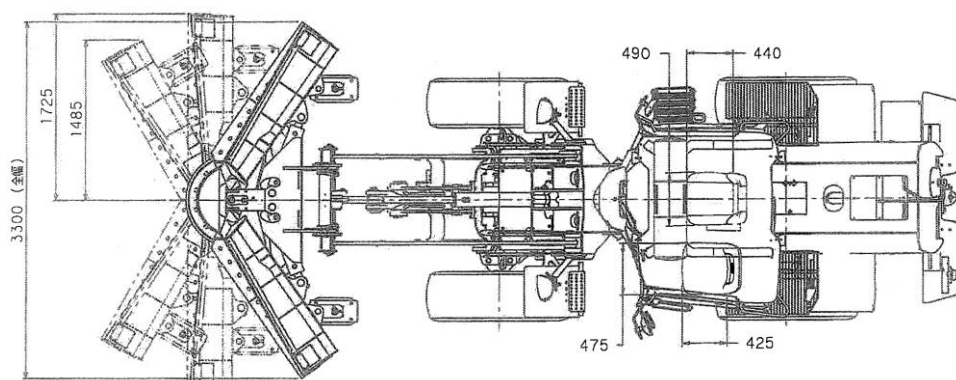
財産の取得については、北秋田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 43 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第58号 資料1

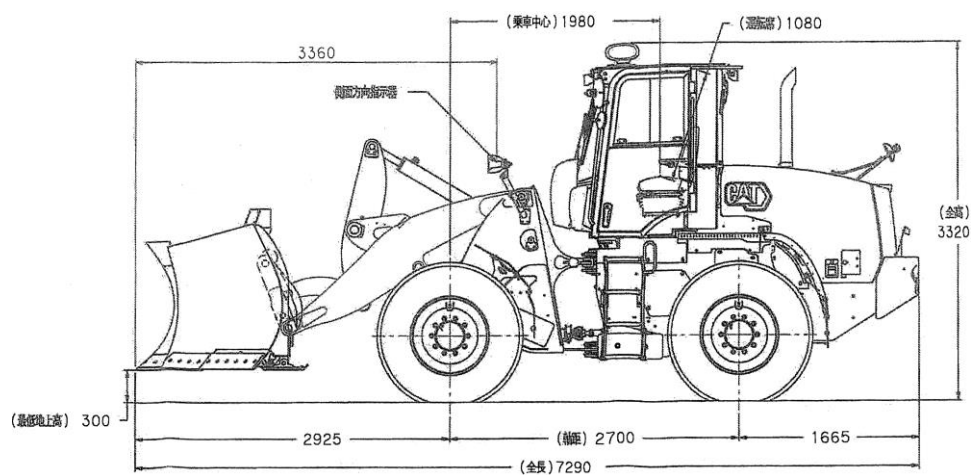
概要説明

- | | |
|-----------|--|
| 1 財 産 内 容 | 除雪ドーザ11 t 級（合川） 1 台 |
| 2 納 入 場 所 | 合川オペレーションセンター（北秋田市川井 地内） |
| 3 入札参加業者 | 幸和機械株式会社鷹巣営業所
暁商工株式会社
株式会社フジモト鷹巣営業所
有限会社丸栄建設 |
| 4 納 期 | 議会の議決の翌日（ただし、閉庁日を除く）から
令和8年3月13日まで |
| 5 付 属 装 置 | マルチプラウ（ワンタッチカプラー式、反転エッジ付）
標準バケット
振動抑制装置
後方監視カメラ及びモニター
タイヤチェーン
冬用ワイパーブレード
前面熱線ガラス
エアコン
黄色灯火装置（散光式）
前後LED作業灯
運行記録計
指定塗装 |

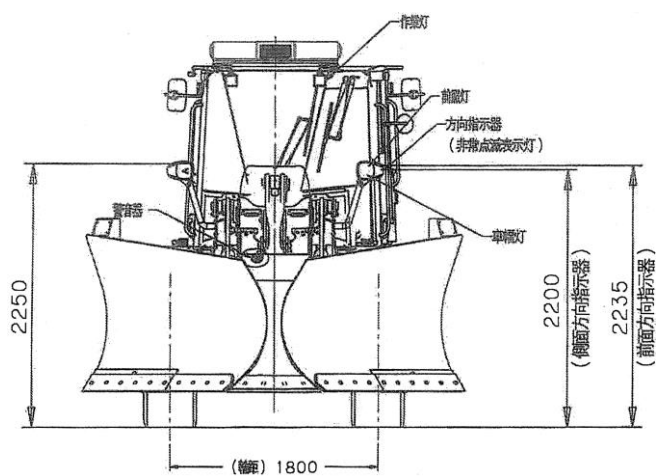
除雪ドーザ 11 t 級（合川） 外観図



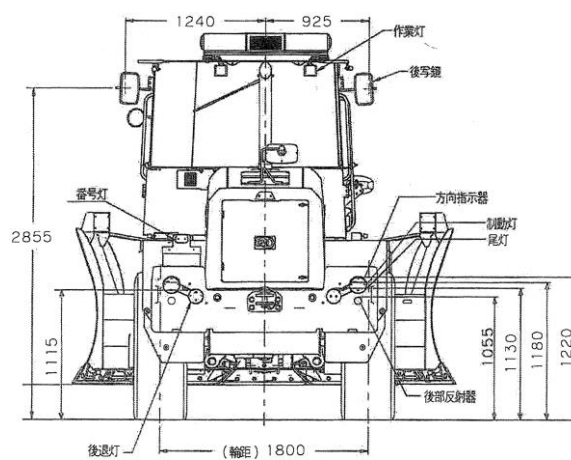
上部状況



側部状況



前部状況



後部状況

議案第 59 号

財産の取得について

次のとおり動産の買入れをするものとする。

- 1 財 産 名 除雪ドーザ 11 t 級（森吉）
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 金 33,550,000 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 3,050,000 円)
- 4 契約の相手方 北秋田市綴子字糠沢上谷地 416 番地
暁商工株式会社
代表取締役 藤 本 学

令和 7 年 6 月 13 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

提案理由

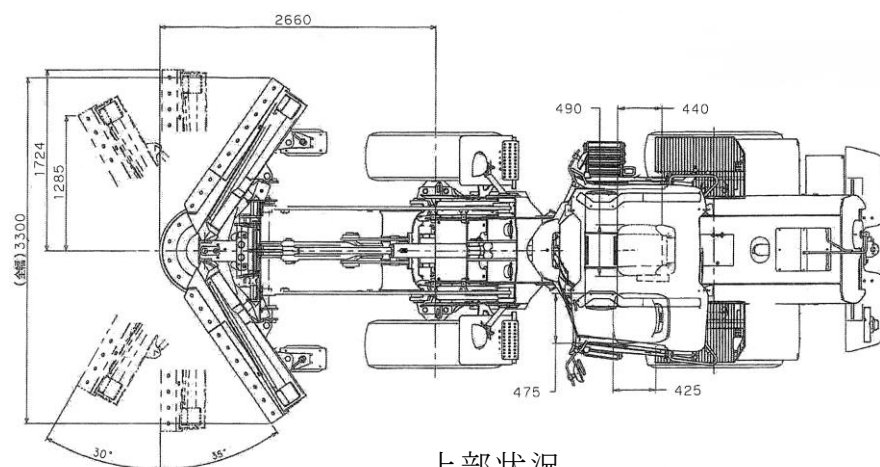
財産の取得については、北秋田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年北秋田市条例第 43 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、提案するものである。

議案第59号 資料1

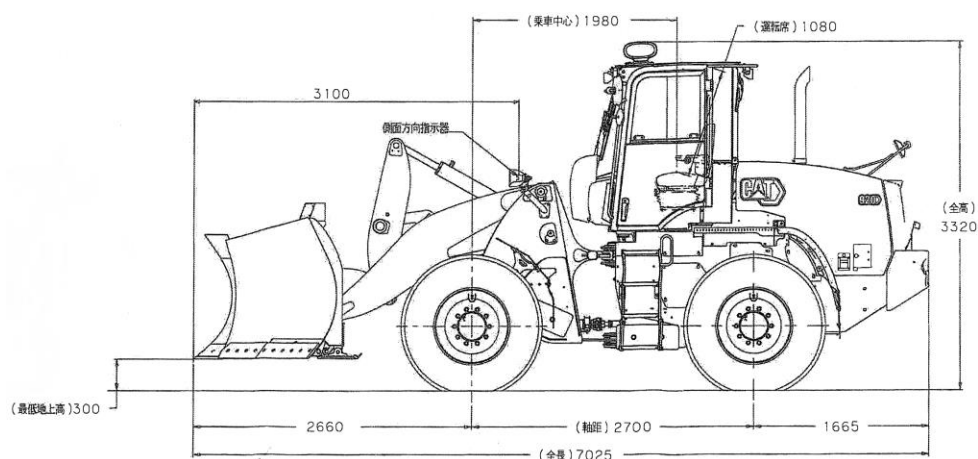
概要説明

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 財 産 内 容 | 除雪ドーザ11 t 級（森吉） 1 台 |
| 2 | 納 入 場 所 | 森吉除雪センター（北秋田市浦田 地内） |
| 3 | 入札参加業者 | 暁商工株式会社
株式会社フジモト鷹巣営業所
有限会社丸栄建設 |
| 4 | 納 期 | 議会の議決の翌日（ただし、閉庁日を除く）から
令和8年3月13日まで |
| 5 | 付 属 装 置 | スライドマルチプラウ（ピン式、反転エッジ付）
振動抑制装置
後方監視カメラ及びモニター
タイヤチェーン
冬用ワイパーブレード
前面熱線ガラス
エアコン
黄色灯火装置（散光式）
前後LED作業灯
運行記録計
指定塗装 |

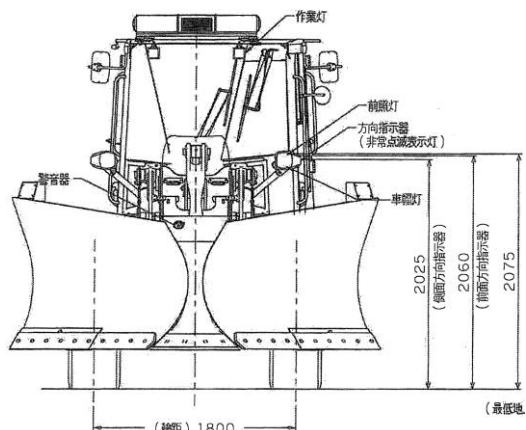
除雪ドーザ 11 t 級 (森吉) 外観図



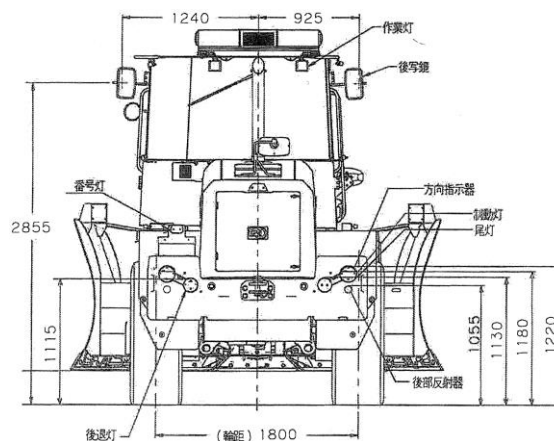
上部状況



側部状況



前部状況



後部状況

令和6年度 北秋田市継続費繰越計算書

【一般会計】

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国庫支出金	県支出金	地方債	その他
9 消防費	1 消防費	消防庁舎阿仁分署 建設事業	円 248,766,000	円 203,989,000	円 0	円 203,989,000	円 201,830,400	円 2,158,600	円 2,158,000	円 1,599,000	円 0	円 0	円 500,000	円 59,000

令和7年6月13日 提出

北秋田市長 津谷 永光

令和6年度 北秋田市繰越明許費繰越計算書

【一般会計】

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	地籍調査事業	28,791,000	28,791,000			18,735,000			10,056,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策支援・定額減税 不足額給付事業	20,474,000	13,858,000		13,858,000				
3 民生費	1 社会福祉費	車椅子移動車購入事業	6,074,000	6,074,000						6,074,000
6 農林水産業費	1 農業費	6次産業化経営力強化事業	909,000	909,000			606,000			303,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営等復旧・継続 支援対策事業	880,000	880,000			414,000			466,000
6 農林水産業費	1 農業費	農地・農業用施設 小災害復旧事業	28,374,000	27,192,000			11,708,000			15,484,000
6 農林水産業費	1 農業費	農地中間管理機構 関連ほ場整備事業	19,400,000	19,400,000				19,100,000		300,000
6 農林水産業費	1 農業費	ため池等整備事業	3,000,000	3,000,000				3,000,000		
6 農林水産業費	2 林業費	林業専用道開設事業	27,627,000	20,356,000	124,000			20,200,000		32,000
7 商工費	1 商工費	省力化・生産性向上 投資応援事業	40,059,000	40,059,000		10,221,000				29,838,000
7 商工費	1 商工費	プレミアム付応援チケット事業	215,303,000	208,365,000		57,035,000			139,445,000	11,885,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路等維持事業	50,000,000	50,000,000						50,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路メンテナンス事業	250,170,000	226,886,000	17,000	131,370,000		95,300,000		199,000
10 教育費	4 義務教育学校費	体育施設集約化事業	171,899,000	171,899,000				163,200,000		8,699,000
10 教育費	4 義務教育学校費	阿仁学園駐車場等改修事業	73,183,000	73,183,000	65,000			69,400,000		3,718,000
10 教育費	6 保健体育費	体育施設集約化事業	68,812,000	68,812,000				65,300,000		3,512,000
10 教育費	6 保健体育費	学校給食費物価高騰支援事業	10,859,000	10,859,000		2,774,000				8,085,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	農業施設災害復旧事業	446,640,000	437,910,000	4,856,000		352,941,000	4,700,000	1,115,000	74,298,000
11 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	林道施設災害復旧事業	312,266,000	312,266,000	86,000		261,095,000	5,000,000		46,085,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	575,402,000	553,353,000	80,000	356,781,000		179,700,000		16,792,000
合 計			2,350,122,000	2,274,052,000	5,228,000	572,039,000	645,499,000	624,900,000	140,560,000	285,826,000

令和7年6月13日 提出

北秋田市長 津谷 永光

令和 6 年度 北秋田市事故繰越繰越計算書

【一般会計】

款	項	事 業 名	支出負担 行 為 額	左 の 内 訳		支出負担行為 予 定 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					一般財源	説 明
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源					
									国庫支出金	県支出金	地方債	そ の 他		
11 災害復旧費	1	農林水産業 施設災害復 旧費 林道施設 災害復旧事業	円 11,300,000	円 0	円 11,300,000	円 0	円 11,300,000	円 0	円 0	円 10,881,000	円 300,000	円 0	円 119,000	複数回の入札不調 が発生したことにより、工事期間の 確保が困難となったことから、工期 を含む計画の見直しに不測の日数を 要し、年度内の完了が困難となった ため。
11 災害復旧費	2	公共土木施設 災害復旧費 公共土木施設 災害復旧事業	92,573,800	51,840,000	40,733,800	4,747,200	45,481,000	0	24,836,000	0	10,900,000	0	9,745,000	当該箇所手前で行 われていた災害復 旧工事の完成が遅 れたことにより、 現場に乗り入れで きず、工事着手に 遅れが生じ、年度 内の完了が困難と なったため。
合 計			103,873,800	51,840,000	52,033,800	4,747,200	56,781,000	0	24,836,000	10,881,000	11,200,000	0	9,864,000	

令和 7 年 6 月 13 日 提出

北秋田市長 津 谷 永 光

報告第 5 号

令和 6 年度北秋田市水道事業会計予算繰越報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。

令和 7 年 6 月13日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

令和 6 年度北秋田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						企業債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1 資本的支出	1 建設改良費	浦田地区老朽管更新工事	円 103, 266, 000	円 0	円 103, 266, 000	円 63, 100, 000	円 40, 166, 000	円 0	円 0	舗装工事の施工 方法について、 関係者との調整 に不測の日数を 要したため
		綴子地区配水管移設補償工 事（県道 矢坂糠沢線）	円 35, 155, 000	円 0	円 35, 155, 000	円 0	円 35, 155, 000	円 0	円 0	関連工事の繰越 に伴う繰越

報告第 6 号

令和 6 年度北秋田市下水道事業会計予算繰越報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。

令和 7 年 6 月13日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

令和 6 年度北秋田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						企業債	国 庫 補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1 資本的支出	1 建設改良費	社会資本整備総合 交付金事業	円 419,852,000	円 75,222,400	円 309,566,000	円 175,900,000	円 117,201,200	円 16,464,800	円 35,063,600	円 0	支障物件の移設に 不測の日数を要し たことによる繰越
		防災・安全交付金 事業	77,540,000	0	77,540,000	40,800,000	32,700,000	4,040,000	0	0	入札不落による繰 越
		特定環境保全公共下水 道事業	5,881,000	0	5,881,000	0	0	5,881,000	0	0	関連業務の延長に 伴う計画変更によ る繰越
		合計	503,273,000	75,222,400	392,987,000	216,700,000	149,901,200	26,385,800	35,063,600	0	

報告第 7 号

令和 6 年度北秋田市下水道事業会計予算事故繰越報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 3 項の規定により、次の事故繰越計算書のとおり報告する。

令和 7 年 6 月13日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

令和 6 年度北秋田市下水道事業会計予算事故繰越計算書

地方公営企業法第26条第 2 項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						企業債	国 庫 補助金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1 資本的支出	1 建設改良費	防災・安全交付金 事業	円 46, 270, 000	円 0	円 46, 270, 000	円 23, 400, 000	円 20, 455, 000	円 2, 415, 000	円 0	円 0	入札不落による繰 越
		合計	46, 270, 000	0	46, 270, 000	23, 400, 000	20, 455, 000	2, 415, 000	0	0	

報告第 8 号

専決処分の報告について（専決第 9 号 北秋田市立保育所を市外在住の保育に欠ける児童に使用させることについて）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項の指定について（平成 18 年 9 月 22 日議決）の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたのでこれを報告する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について（平成18年9月22日議決）の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

- 1 北秋田市立保育所を市外在住の保育に欠ける児童に使用させることについて

令和7年5月27日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

参考資料（専決理由）

北秋田市外在住の保育に欠ける児童に、北秋田市立前田保育園を使用させることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定により、北秋田市と大館市との間において協議するため、同法第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項の指定について（平成 18 年 9 月 22 日議決）の規定に基づき、専決処分するものである。

報告第 9 号

専決処分の報告について（専決第 10 号 議決を経た工事請負契約の契約金額を変更することについて（北秋田市消防署阿仁分署新築工事（建築工事）））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項の指定について（平成 18 年 9 月 22 日議決）の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたのでこれを報告する。

令和 7 年 6 月 13 日提出

北秋田市長 津 谷 永 光

専決第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について（平成18年9月22日議決）の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

- 1 議決を経た工事請負契約の契約金額を変更することについて
（北秋田市消防署阿仁分署新築工事（建築工事））

令和7年5月28日専決

北秋田市長 津 谷 永 光

参考資料（専決理由）

令和6年6月18日に議会の議決を経た北秋田市消防署阿仁分署新築工事（建築工事）に係る工事請負契約の契約金額を「金180,400,000円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金16,400,000円）」から「金181,500,000円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金16,500,000円）」に変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項の指定について（平成18年9月22日議決）の規定に基づき、専決処分するものである。

○契約変更の経緯

	契約年月日	変更金額	契約額
当初契約	令和6年6月18日 議決		180,400,000 円
1回目変更	令和7年5月28日 専決	1,100,000 円	181,500,000 円